

整備主任者法令研修 資料 自動車検査員研修

令和 8 年度

【福島運輸支局 地方教材】

監 修 東北運輸局福島運輸支局
発 行 (一社)福島県自動車整備振興会

目 次

＜令和 8 年度 整備主任者法令研修 自動車検査員研修 地方教材＞

1. 不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分……………	1
2. 最近の処分状況一覧（福島）……………	2
3. 最近の処分状況一覧（東北）……………	2
4. 自動車特定整備事業者遵守事項……………	3
5. 【重要】オンライン研修への移行について（道路運送車両法の関係省令に基づく 自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項）……………	10
6. 自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください……………	15
7. タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について……………	17
8. 保険金の不正請求になってしまう可能性があります……………	19
9. 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みについて……………	21
10. 車輪脱落事故発生状況……………	23
11. 不適切な補修等について……………	26
12. 電話受付時間変更のお知らせ……………	28
13. 記録事務代行制度の現状等について……………	29
14. OBD検査関係通達等について……………	35
15. OBD検査の運用状況……………	47
16. OBDに係る料金請求および説明の徹底について……………	50
17. 「OBD点検」と「OBD検査」の違い……………	51
18. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における指定自動車 整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて……………	52
19. 自賠責保険期間不足による保安基準適合証交付事例について……………	55
20. OBD検査対象車の確認を徹底してください……………	58

21. 中古新規検査における現車提示省略の要点	59
22. 継続検査OSS等の利用に係る承諾書等の取扱いについて	60
23. ロードインデックス表&計算例	63
24. 電子車検証の注意事項について	65
25. 車検時における走行距離の確認徹底について	66
26. 車検後も車検証は“そのまま”です	67
27. 保安基準適合性の判断方法について	68
28. One-JIBAI改修による自賠償情報送信タイミングの変更点	74
29. 改造自動車届出制度の見直しについて	75
30. 用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です	76
31. 並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します	77
32. 自動車の登録・検査手続のDX	78
33. 電子制御装置整備に係る構内外注の取扱い	81
34. OBD検査システムにおけるログイン認証方式の変更等について	83
35. 令和9年度から研修の開催方法が変わります	86

1. 不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年9月1日
東北運輸局

不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分

福島県内の自動車整備事業者に対し監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、以下のとおり、指定自動車整備事業の指定及び自動車特定整備事業の認証を取り消す行政処分を行いました。

1. 指定自動車整備事業者

- (1) 事業者及び事業場の名称
事業者名：有限会社斎藤輪業商会（福島県福島市）
事業場名：有限会社斎藤輪業自動車整備工場（福島県福島市）
- (2) 行政処分の内容（取消年月日 令和8年9月1日）
自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し
指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し
自動車検査員^{*4}の解任命令
- (3) 法令違反の主な内容
ペーパー車検（13台）
（道路運送車両法第94条の5 違反）
故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（37台）
（道路運送車両法第94条の5第1項 違反）

2. 自動車特定整備事業者

- (1) 事業者及び事業場の名称
事業者名：合同会社ガレージ商事（福島県伊達郡川俣町）
事業場名：合同会社ガレージ商事（福島県伊達郡川俣町）
- (2) 行政処分の内容（取消年月日 令和8年9月1日）
自動車特定整備事業の認証の取消し
- (3) 法令違反の主な内容
違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助
（道路運送車両法第91条の3 違反）

【問合せ先】

東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 加藤、阿部
TEL：022-791-7534

2. 最近の処分状況一覧（福島）

令和8年度処分状況一覧表（福島運輸支局）

指定整備事業者

	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
1	令和8年7月	保安基準適合証の 交付停止 25日間	(1) 法令の規定を遵守する体制でない (2) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り (3) 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した ※過去1年以内に行政処分等を受けたことがある事業場であったため違反点数を2倍とし、前回の行政処分等で減じた点数を加算した
2	令和8年9月	自動車特定整備事業 の認証の取消 指定自動車整備事業 の指定の取消 自動車検査員の 解任命令	【自動車特定整備事業関係】 (1) ペーパー車検 【指定自動車整備事業関係】 (1) 法令の規定を遵守する体制でない (2) ペーパー車検を実施した (3) 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した (4) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した (5) 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した (6) 指定整備記録簿の虚偽記載 (7) 業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付した (8) 検査員研修の未受講 【自動車検査員関係】 (1) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した

特定整備事業者

	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
1	令和8年9月	自動車特定整備事業 の認証の取消	(1) 故意以外により特定整備記録簿を2年間保存していない (2) 概算見積書の未交付 (3) 違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は帮助（ペーパー車検の依頼をした）

令和7年度処分状況一覧表（福島運輸支局）

指定整備事業者

	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
1	令和7年6月	指定文書警告	・ 法令の規定を遵守する体制でない ・ 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（自賠責保険の不足に気がつかず適合証を交付）
2	令和7年7月	指定文書警告 検査員文書警告	・ 法令の規定を遵守する体制でない ・ 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した ・ 検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した（登録識別情報等通知書のコピーにより適合証を交付）
3	令和7年11月	指定文書警告 検査員文書警告	・ 法令の規定を遵守する体制でない ・ 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・ 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した（タイヤの荷重指数が不足した状態にもかかわらず適合証を交付した）
4	令和7年12月	保安基準適合証の 交付停止 20日間	・ 法令の規定を遵守する体制でない ・ 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（自賠責保険の不足に気がつかず適合証を交付） ※過去1年以内に行政処分等を受けたことがある事業場であったため違反点数を2倍とし、前回の行政処分等で減じた点数を加算した

3. 最近の処分状況一覧（東北）

令和7年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

（令和8年3月末現在）

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城	令和7年10月	自動車特定整備事業の停止 15日間	・ 特定整備記録簿の虚偽記載 ・ 特定整備記録簿の一部記載漏れ ・ 故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・ 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

4. 自動車特定整備事業者遵守事項

道路運送車両法（抜粋）

（認証基準）

第80条

地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

- （１）当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。



道路運送車両法施行規則（要約）

第57条（認証基準）

- （４）事業場は、別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。



- ・排出ガステスターは2年に1回校正が必要
- ・整備用スキャンツールは技術基準に適合するもの

- （６）事業場には、特定整備に従事する従業員を2名以上保有していること。

- （７）特定整備に従事する人員のうちには、一定割合（1／4以上）の整備士を保有していなければならない。

特定整備に従事する人員	整備士数
2人～4人まで	1人
5人～8人まで	2人
9人～12人まで	3人

（変更届等）

第81条

自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- （１）氏名又は名称及び住所
- （２）法人にあっては、その役員の氏名
- （３）事業場の所在地
- （４）事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの



屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

（相続、合併、及び分割）

第82条

自動車特定整備事業者について相続、合併又は分割（自動車特定整備事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、被相続人の死亡後30日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車特定整備事業を承継した法人は、自動車特定整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車特定整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

（事業の譲渡）

第83条

自動車特定整備事業者が自動車特定整備事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

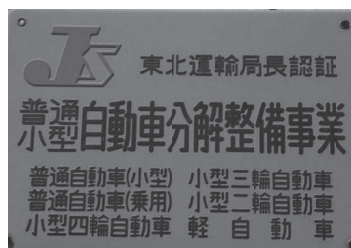
（標識）

第89条

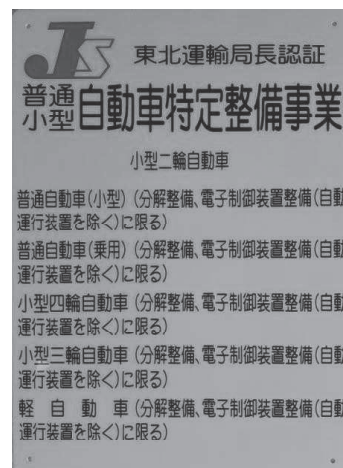
自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車特定整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

標識の例



分解整備のみ又は電子のみ（橙黄色）



分解整備＋電子の場合（若草色）

（自動車特定整備事業者の義務）

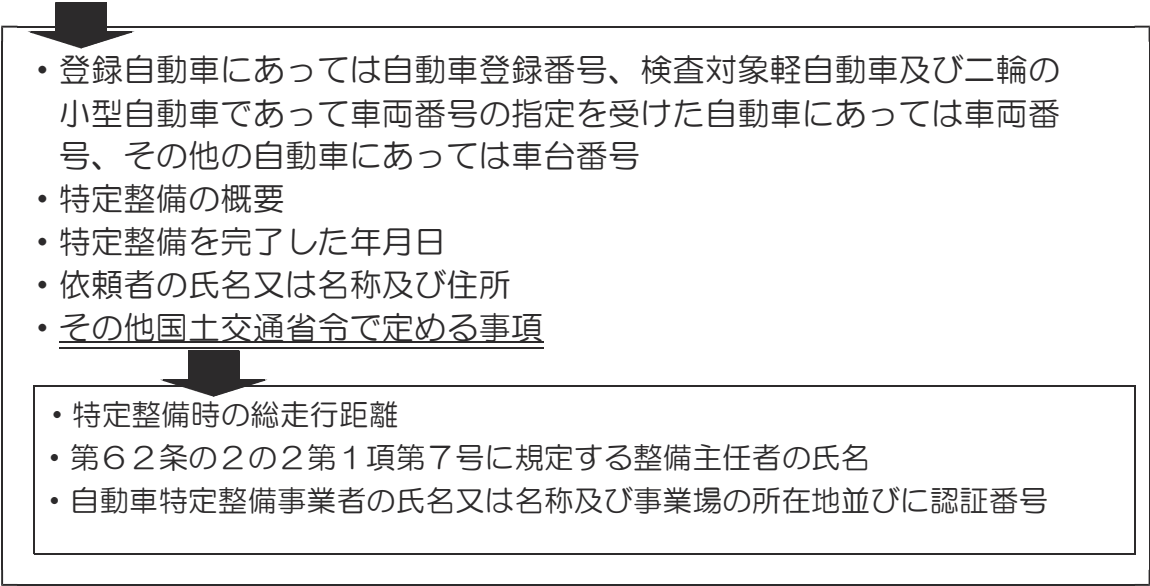
第90条

自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

（特定整備記録簿）

第91条

自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 
- ・登録自動車にあつては自動車登録番号、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車であつて車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
 - ・特定整備の概要
 - ・特定整備を完了した年月日
 - ・依頼者の氏名又は名称及び住所
 - ・その他国土交通省令で定める事項

- ・特定整備時の総走行距離
- ・第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者の氏名
- ・自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

（設備の維持等）作業場、車両置場、作業機械、従業員

第91条の2

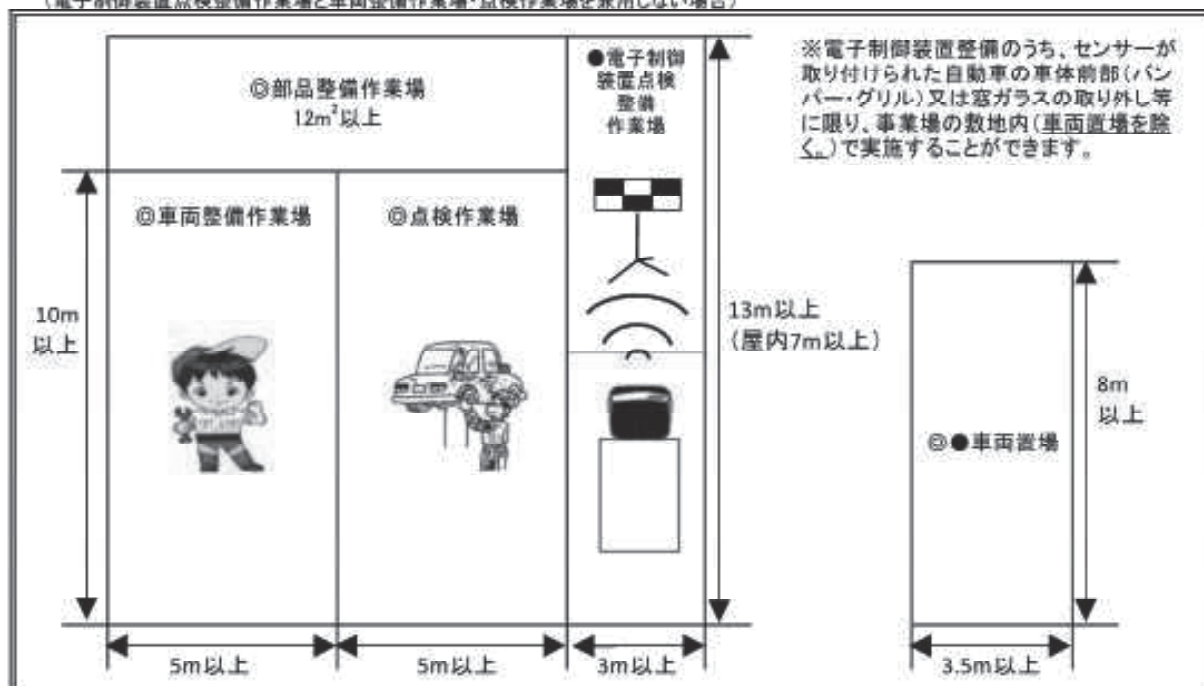
自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

1. 作業場面積

面積等の基準早わかり図

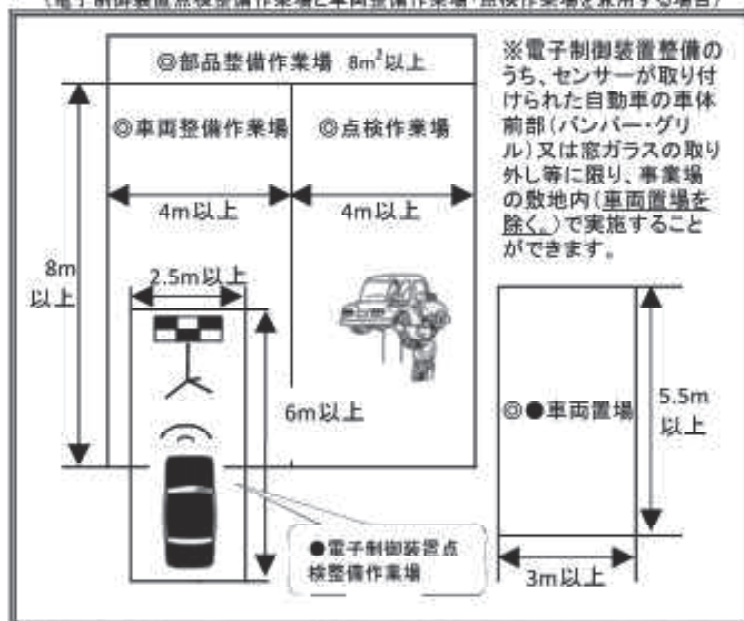
普通自動車(中型)の例

(電子制御装置点検整備作業場と車両整備作業場・点検作業場を兼用しない場合)



普通自動車(乗用)、小型四輪車、小型三輪車の例

(電子制御装置点検整備作業場と車両整備作業場・点検作業場を兼用する場合)



参考: 寸法測定方法の例



工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法等の規制に適合するものかどうか事前に確認しておく必要があります。

(遵守事項)

第91条の3 自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則（要約）←

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第62条の2の2

法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。[定期点検整備に係る料金の掲示・掲載]

- イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

道路運送車両法（抜粋）

第48条（定期点検整備）

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

[定期点検整備に係る整備内容の説明、概算見積書の交付]

(3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

[手抜き整備及び過剰整備の禁止]

(4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。[自動車に対する不正改造の禁止]

(5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。[自動車の型式固有の技術上の情報に基づく点検整備]

(6) エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動するなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

[エーミング作業の適切な実施]

(6) の2 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、エアコンディショナーに充填されているフロン類を大気中に放出しないこと。

(6) の3 検査整備用電子情報処理組織（OBD検査システム）を使用する事業場にあつては、検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

〔OBD検査システムで使用するID・PASSの適切な管理〕

(6) の4 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機（OBD検査用サーバー）に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。〔OBD検査システムに入力する情報は正確に記録すること〕

(7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第91条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。〔整備主任者の配置〕

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸支局長が行う講習を修了した者

(8) 整備主任者に、運輸支局長が行う研修を受けさせること。（技術・法令）

(9) 事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。〔訪問特定整備制度について〕

(10) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から15日以内に、運輸支局長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者（整備主任者）が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格したこと（電子制御装置整備を行う事業場の場合は一級整備士（二輪を除く）に合格したこと又は運輸支局長が実施する電子制御装置整備に関する講習を修了したこと）を証する書面を添付しなければならない。

整備主任者の業務

(1) 特定整備後のできばえ確認業務

(2) 特定整備の作業管理に関する業務

(3) 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
特定整備記録簿(写)は使用者に適切に交付されているか。	適・否
特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
特定整備(点検・整備)の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
☐ 登録番号等、 ☐ 特定整備完了年月日、 ☐ 依頼者の氏名、住所、 ☐ 総走行距離、 ☐ 整備主任者の氏名、 ☐ 特定整備事業者名、住所、認証番号	
認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
特定整備の作業管理に関する業務(事故防止の教育、作業管理等)	適・否
特定整備後のできばえ確認業務	適・否

5. 【重要】オンライン研修への移行について (道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を オンラインにより実施する上での留意事項)

第1 共通事項

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習及び「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に規定する自動車検査員研修(以下「研修等」という。)並びに「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に規定する自動車整備士養成施設の教育(以下「教育」という。)について適用し、研修等は第2を、教育は第3をそれぞれ適用する。

2. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師又は学科指導員が説明等を行う会場(以下「本会場」という。)と本会場以外の会場(以下「別会場」という。)を、情報通信機器を通して、同時に研修等又は教育を行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等又は教育を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等又は教育を行う方式をいう。

第2 地方運輸局長又は運輸支局長等が行う自動車整備事業に関する研修等

1. 留意事項

(1) 受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、研修実施機関の体制を踏まえ、対面での実施に加えて可能な範囲でオンライン研修の活用を検討するよう留意すること。

(2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。

- ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人ＩＤやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
- ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
- ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
- ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱していた場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 動画の内容については、地方運輸局、運輸支局、自動車技術総合機構、自動車整備振興会又は学識経験者（以下「研修動画作成者」という。）において検討すること。
- ② 動画の内容の検討に当たっては、研修動画作成者相互の間又は各研修動画作成者の内部において、内容又はパートごとに担当を定めることができるものとし、担当を定めた場合には、当該担当がそれぞれの役割に応じて検討を行うこと。
- ③ 研修動画作成者は、その検討結果に基づく動画の作成に当たり、動画の内容を十分に精

査した上で、当該動画について責任をもって作成すること。ただし、動画の加工、編集その他これらに付随する作業については、必要に応じて外部に委託することを妨げない。

- ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
- ⑤ 質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
- ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた場合
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 動画を早送りで再生した場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合
- ⑧ オンデマンド配信方式による受講が困難な者を集合させ、大型スクリーン等の設備を用いて動画を上映する方法により研修を実施することができる。この場合において、実施担当が⑤から⑦に掲げる事項に相当する措置を講じるものとする。

3. オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行

受講者の研修等受講機会の拡大及び負担軽減並びに整備事業者の業務効率化を図る観点から、以下によりオンデマンド配信方式によるオンライン研修へ段階的に移行するものとする。

(1) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の対象とする研修

整備主任者研修（法令研修に限る。）及び自動車検査員研修については、オンデマンド配信方式によるオンライン研修を実施するものとし、これら以外の研修については、オンデマンド配信方式への移行は任意とする。

(2) オンデマンド配信方式によるオンライン研修への移行時期

(1)の対象とする研修に関し、令和8年度以前については、従前の対面による研修に加え、サテライト配信方式、ライブ配信方式又はオンデマンド配信方式のいずれかにより研修を実施することができる。

令和9年度以降については、原則オンデマンド配信方式に限り実施するものとする。ただし、受講者の要望や地域の実情等を踏まえ、必要な回数に限り対面による研修（第2 2.(3)⑧の方法による実施を含む）又は他の方式により実施して差し支えないが、オンデマンド配信方式による受講への将来的な移行を図るため、その実施回数の縮減等の措置を講じるものとする。

(3) オンデマンド配信方式によるオンライン研修の実施方法

オンデマンド配信方式によるオンライン研修は、自動車整備振興会が運用する研修システム又はその他地方運輸局長又は運輸支局長等が適切と判断する研修システムを利用して実施する。

運輸支局及び自動車整備振興会は、研修の実施準備、運営、受講者管理等について綿密に連携し、協力して実施するものとする。

第3 自動車整備士養成施設が行う教育

1. 留意事項

- (1) 教育は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより教育を実施する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、教育を受けた日時、教育の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 教育を行う学科指導員又は学科指導員の補助を行う者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

2. 実施方法

「第1 2. 配信方式」に定める配信方式による教育の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該教育を行う学科指導員を配置すること。
- ② 別会場には、学科指導員又は学科指導員の補助を行う者を配置すること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間教育から離脱していた場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、学科指導員が実施すること。
- ② 動画に出演する学科指導員がその選任を解かれた場合には、原則として、当該学科指導員が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該学科指導員が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。
- ③ 動画については、同一の教育の学科指導員が全編にわたって出演する必要はなく、複数の学科指導員が出演することも可能とするが、複数の学科指導員で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。
- ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
- ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームの表示又はこれに類する手法によって、学科指導員と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。
- ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該教育を受講したと認めないものとし、受講したと認めないものとした時間は教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた場合
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 動画を早送りで再生した場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合
- ⑧ 受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような教育の実施に努めること。

附則（令和8年3月31日 国自整第279号）

本改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

6. 自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください

令和8年4月～



自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から
各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を
自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

電子申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能



✓ 行政機関までの移動が不要



✓ パソコンで申請後の状況を確認



✓ パソコンで公文書取得が可能



■紙申請の場合



■電子申請の場合



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 運輸支局等までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

指定自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始



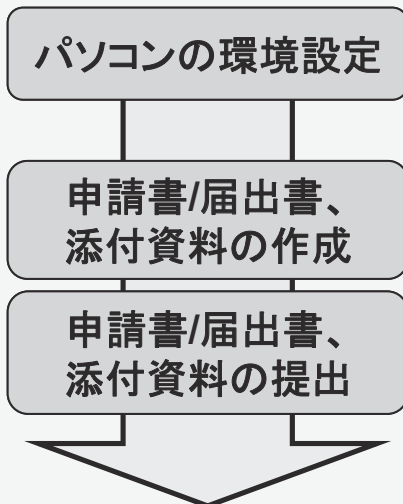
オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。
自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム



e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979

受付時間: 平日 8:30～17:15
(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課
03-5253-8111

7. タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤのパンク・バースト故障は非常に多くなっており、特に多軸、ダブルタイヤ(複輪)を使用しているトラック・バスではパンク・バーストに気づきにくく、走行安定性や制動力が低下し、重大な事故や、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

<JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP5(2024年度)>

◆一般道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	過放電バッテリー	755,785	35.31
2	タイヤのパンク、バースト、エア圧不足	427,833	19.99
3	破損/劣化バッテリー	185,855	8.68
4	落輪・落込	132,452	6.19
5	キー閉じ込み	106,995	5.00

◆高速道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	タイヤのパンク、バースト、エア圧不足	26,219	42.27
2	燃料切れ	5,843	9.42
3	事故	5,032	8.11
4	過放電バッテリー	2,864	4.62
5	発電機/充電回路	1,439	2.32

出典: JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP10 2024年度 年間『四輪・二輪合計』より抜粋



・タイヤのバーストを防ぐために

タイヤの状態を確認してください

1 空気圧点検

◆外観では空気圧の判断がしにくいので、必ずエアゲージを使用してください

・空気圧の点検・調整は、必ず走行前のタイヤが冷えている状態で行ってください。

◆空気圧は、標準空気圧に調整してください。

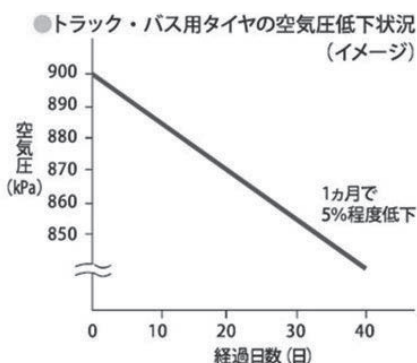
・標準空気圧は、運転席側ドアピラー等に表示しています。

・ダブルタイヤの内側と外側は、同じ空気圧に調整してください。

・空気圧が極端に低い場合、パンクの可能性がありますので、タイヤに異常がないか確認してください。



タイヤの空気圧は自然低下します。



※タイヤの空気圧が低いまま走行すると、バーストしたり、ホイールボルト・ナット損傷による車輪脱落事故の原因となります。

出典元: 日本自動車タイヤ協会(JATMA)

2 タイヤの状態点検

このようなときはタイヤを交換して下さい。

タイヤが摩耗しスリップサインが現れたとき	タイヤに釘や異物等が刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に亀裂、損傷があるとき
スリップサイン 表示位置マーク スリップサイン		出典元：横浜ゴム株式会社

・タイヤバースト発生時の適切な対応

急ハンドル、急ブレーキを避けて車両を停止させてください

タイヤがバーストすると車両挙動が不安定になる場合がありますので、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ハンドルをしっかり握り、急ハンドルは避けてください。
- 2 急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。

ブレーキの効きが悪く停止できない場合は駐車ブレーキも活用してください

バーストしたタイヤがブレーキ配管などを損傷させる等により、ブレーキの効が悪くなった場合には、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ブレーキの効が悪い場合はシフトダウンしてスピードを落とし、駐車ブレーキレバーを徐々に引き駐車ブレーキを作動*させてください。

※なお、ご使用の車両によってはブレーキ部品の保護を目的に、ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない場合があります。

それでも車両が減速しない場合は緊急退避所などを利用してください。

詳細はご愛用されている車両の取扱説明書をご覧ください。

ISUZU HINO FUSO UD TRUCKS

8. 保険金の不正請求になってしまう可能性があります

知っていましたか？これらの行為は

保険金の不正請求

になってしまう可能性があります！



便乗修理



以前からあった傷を、今回の事故で生じたことにして、その費用を保険金で請求した。



自己負担分を上乗せ



修理工場に自己負担額相当分を保険金で補うように依頼し、保険金を上乗せ請求した。



グレードアップ修理



壊れた部品を高価な部品に取り替え、その高価な部品代で保険金を請求した。

STOP



保険金の不正請求は犯罪です！

保険金の不正請求は「詐欺罪」にあたり、
最大で「10年の懲役」に処されます。

※未遂でも「詐欺未遂罪」にあたり犯罪になります。

軽い気持ちが大きなトラブルを招くこともあるので、注意が必要です。

「これくらいなら大丈夫！」その軽い気持ちで、 取り返しのつかない事態を招きます。



最大で10年の懲役

保険金の不正請求は詐欺罪とみなされ、厳しい刑罰が科せられます。場合によっては最大で10年の懲役になることもあります。



保険会社への保険金返還

不正請求した保険金は全額返還する必要があります。



共犯者にも同じ刑事罰

共犯者も詐欺罪に該当する可能性があります。さらに、共犯者が修理工場であった場合、その工場が事業停止命令などの行政処分を受けることがあります。



勤め先からの懲戒処分

企業の従業員である場合、懲戒処分が行われる可能性があり、会社内の信用を失う恐れがあります。



SNS等での拡散

SNSでの拡散によって、あなたの個人情報が世間に広まってしまう可能性があります。



社会的信用の喪失

家庭や職場、地域社会で信頼を失い、結果として社会活動に大きな影響を及ぼし、日常生活に支障をきたす可能性があります。

不正請求は、保険制度の健全な発展を阻害する深刻な問題です。業界全体で不正防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの信頼に応えていきます。



<https://www.mlit.go.jp/>

国土交通省のガイドライン

透明性の高い整備事業を行うためのガイドラインが国土交通省から発表されています。



外部機関との連携

専門性の高い外部機関や弁護士と連携し、データ分析やAIを活用して、不正請求を調査しています。



損保協会の活動

警察との連携、セミナー開催、不正請求対策室設置など、不正撲滅に向けた活動を活発化しています。

9. 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みについて

車体整備事業者の皆様へ

SONPO



車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
- 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
- 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力をお願いする内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

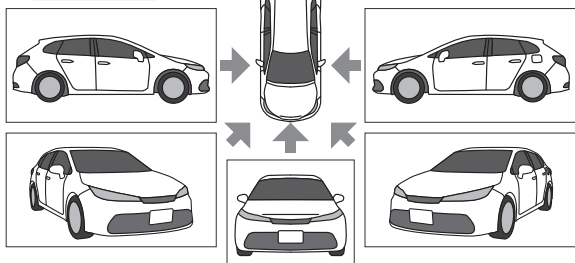
着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

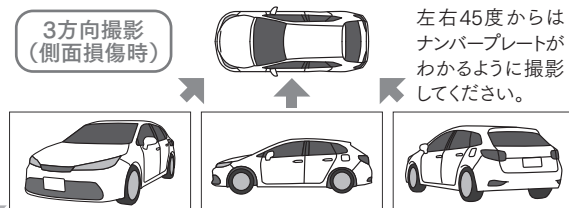
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

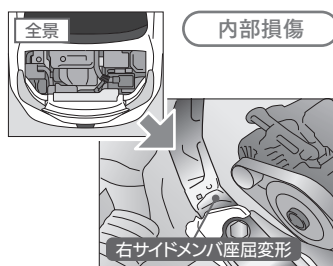
5方向撮影



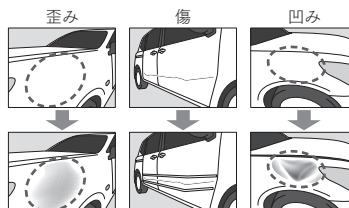
3方向撮影 (側面損傷時)



局部的な損傷写真



外部損傷



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

裏面につづく

一般社団法人 日本損害保険協会

着工前

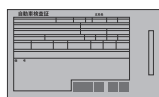
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

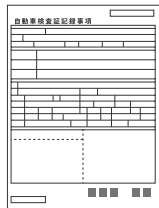
紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。

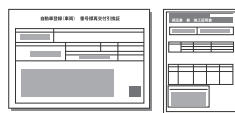


【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。



【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



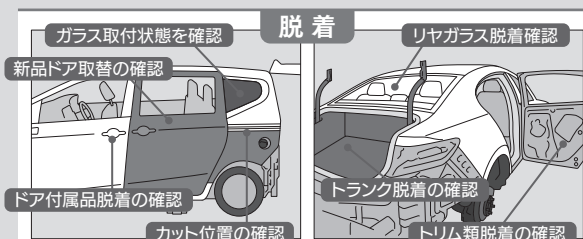
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

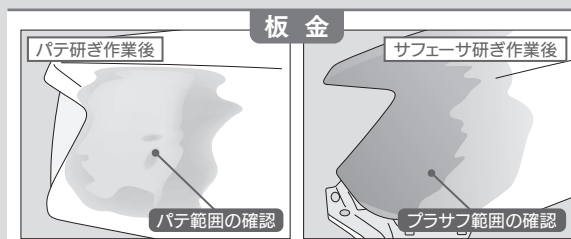
着工中

● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



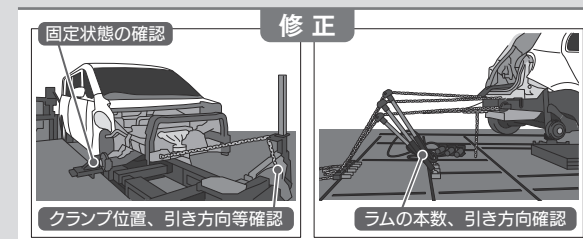
【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



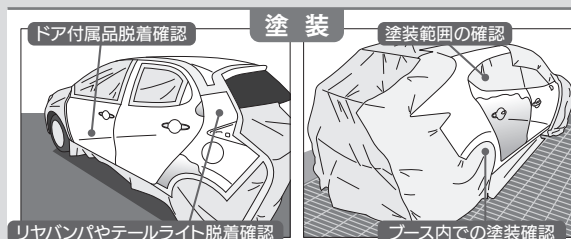
【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。

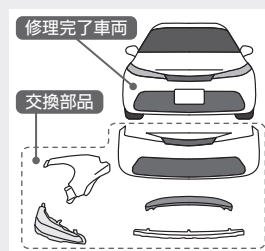


【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

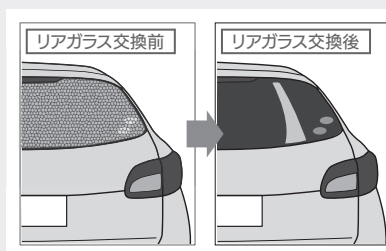
車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】

- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

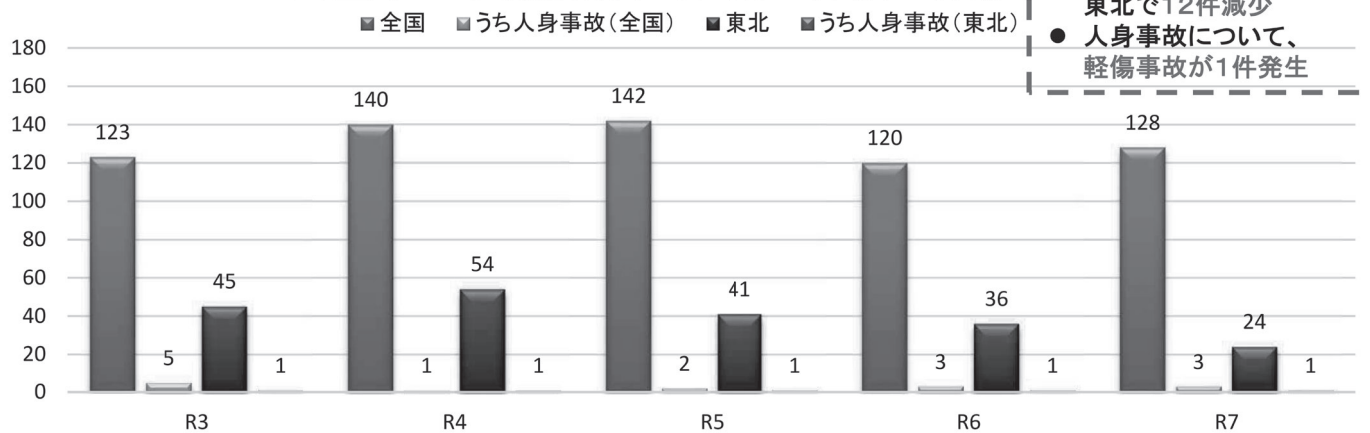
完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)

10. 車輪脱落事故発生状況

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

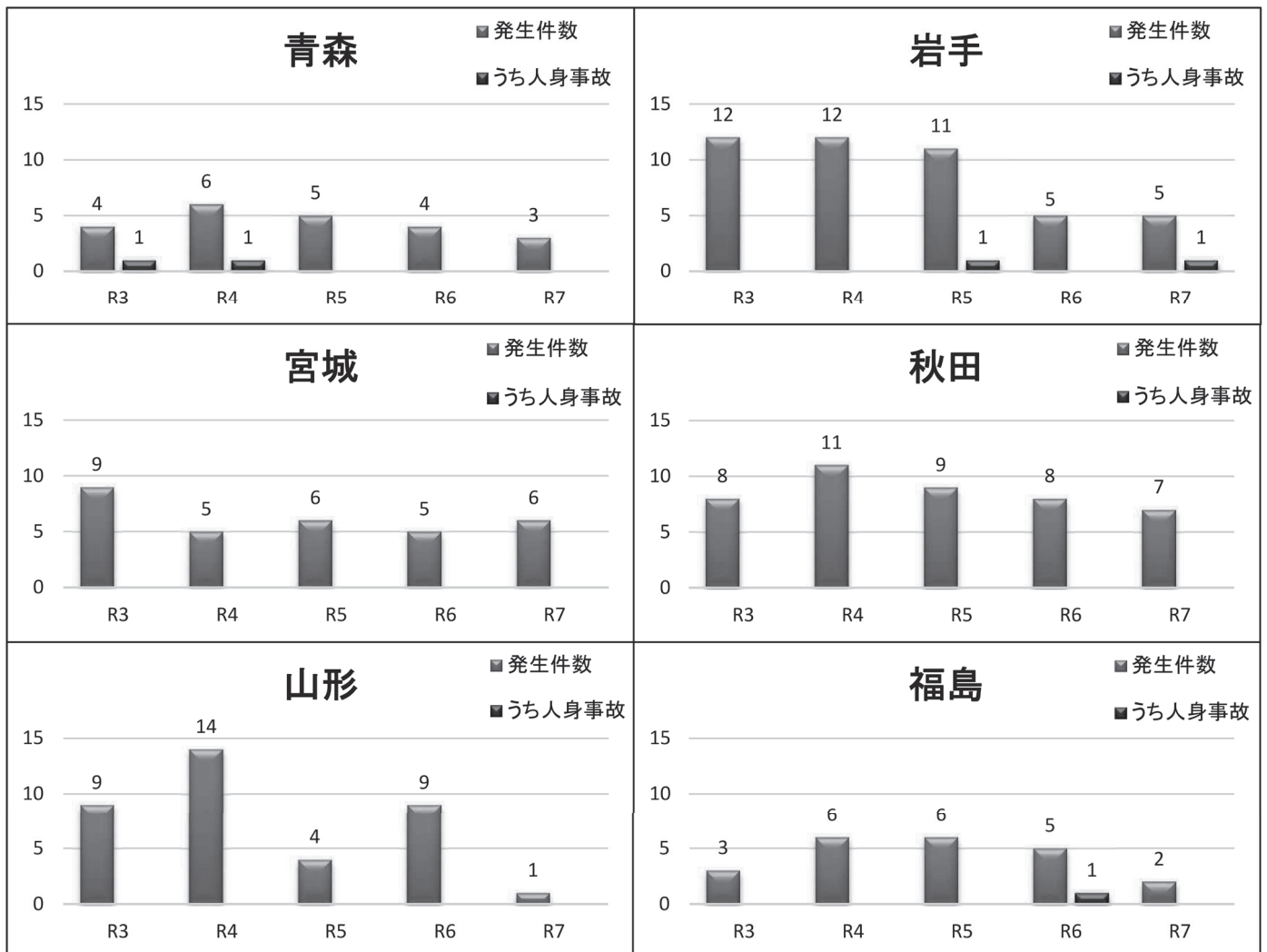
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



- 事故件数は、対前年度東北で12件減少
- 人身事故について、軽傷事故が1件発生

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

東北運輸局では、令和7年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締めめの周知方法等のヒアリングを管内計70事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めめの周知方法

- ・点検整備記録簿への記載
- ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布
- ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めめの必要性等の説明

- ・説明している
- ・説明していない

□ 増し締め作業の依頼状況

- ・依頼有り
- ・依頼無し

□ 増し締め入庫の促進

- ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等)
- ・していない

□ 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況

- ・入庫あり(約 割程度)
- ・入庫無し

□ ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況

- ・実施している
- ・一部実施していない
- ・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果 管内計：70事業場

- 増し締め作業の依頼は44%（昨年度：40%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は64%（昨年度：81%）
- ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び 各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況は、4%（昨年度：0%）の事業場で「実施していない」又は「一部実施していない」との回答があった。（きちんと塗布するよう指導済）

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時及び車輪脱着作業時には、ホイール・ナットの脱落事故防止のため、以下の事項を徹底してください。
- ハブ、ホイール・ボルトのねじ部及びナット座面の清掃を行うとともに、ホイール・ボルトのねじ部にはエンジンオイルを適切に塗布すること。
- 錆や摩耗が著しいディスク・ホイール、回転がスムーズでないボルト、ナットは使用せず、必要に応じて交換するよう使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト及びナットが新品装着後4年以上経過している車両については重点的に確認すること。
- 増し締めの必要性について使用者等へ十分説明するとともに、点検整備記録簿への記載やチラシの配布等により周知を図ること。

11. 不適切な補修等について

審査事務規程（抜粋）

4-4 不適切な補修等

(1) 第6章から第9章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（7-65（8-65）から7-95（8-95）までに規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火（7-65（8-65）から7-95（8-95）までに規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの
- ウ タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③ 装置又は部品の補修

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたものの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（7-35-1（8-35-1）（2）の表示を除く。）

（2）灯火器、7-107（8-107）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

（3）自動車の装置又は部品の取付状態が（1）及び（2）に該当しない場合であっても、次に掲げる事由に該当するときには、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

① 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき

② 保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないとき

7-35 車体表示

7-35-1 性能要件（視認等による審査）

（1）自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。（保安基準第18条第8項、細目告示第100条第22項）

① 最大積載量にあつては、kg 又は t

② 最大積載容積にあつては、L 又は m³

12. 電話受付時間変更のお知らせ

東北運輸局

国土交通省が行う全国の地方運輸局電話受付時間の見直しの一環として、東北運輸局においても働き方改革や申請等の適切な処理の確保を図るため、電話受付時間の見直しを行い、令和8年9月1日から下記のとおり変更いたします。電話受付時間以外~~以外~~の時間帯においては、自動音声がかかりますので、電話受付時間内にお掛けなおしてください。

今後もより良い行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【電話受付時間】

8 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5
1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※土日、祝祭日、年末年始等の行政機関の休日にあたる日は、従来通り休止いたします。

電話受付時間変更日：令和8年9月1日から

対象官署：東北運輸局管内全て

※自動車検査登録ヘルプデスクを除く

東北検査部福島事務所

東北検査部管内では、働き方改革の推進に伴い、電話受付時間を見直し、令和8年9月1日から下記のとおり変更いたします。

電話受付時間外は自動音声でのご案内となりますので、お手数をおかけしますが、電話受付時間内にお掛け直しくださいますようお願いいたします。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【電話受付時間】

1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

※土日、祝日、年末年始等の休日は、従来どおり電話受付を休止いたします。

13. 記録事務代行制度の現状等について

記録事務代行制度の現状等について

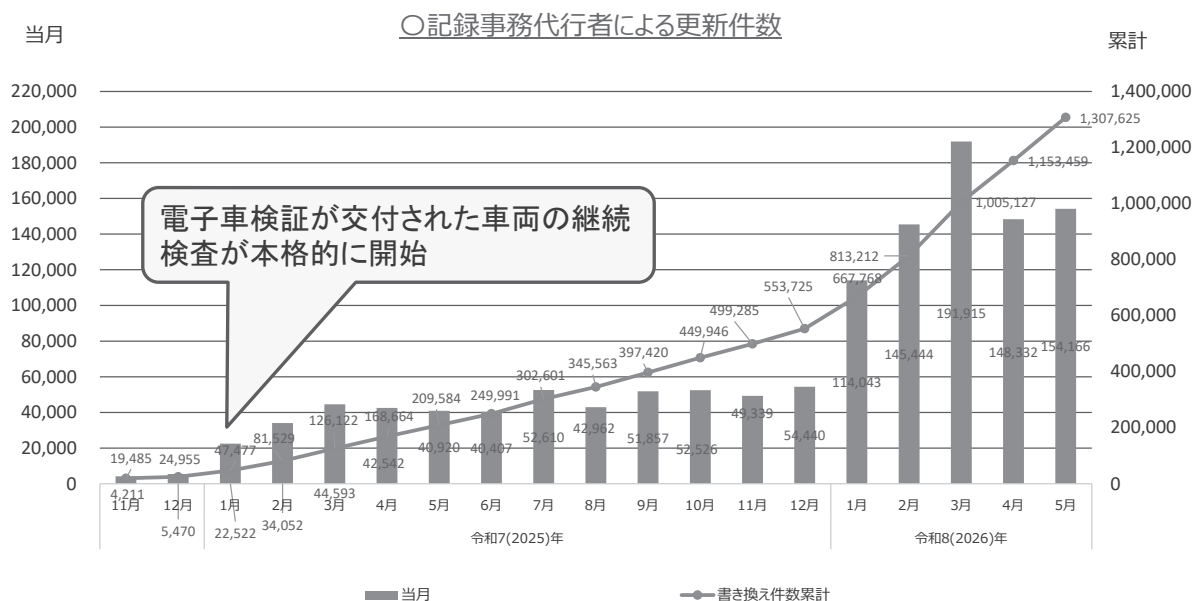
令和8年5月

東北運輸局 福島運輸支局

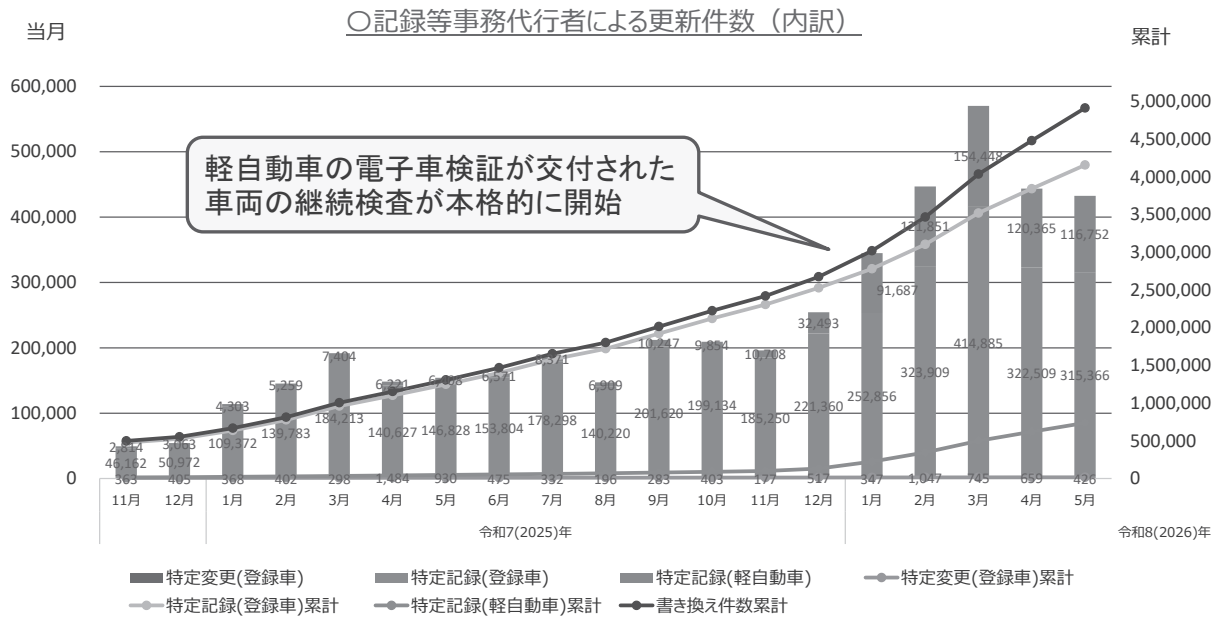


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

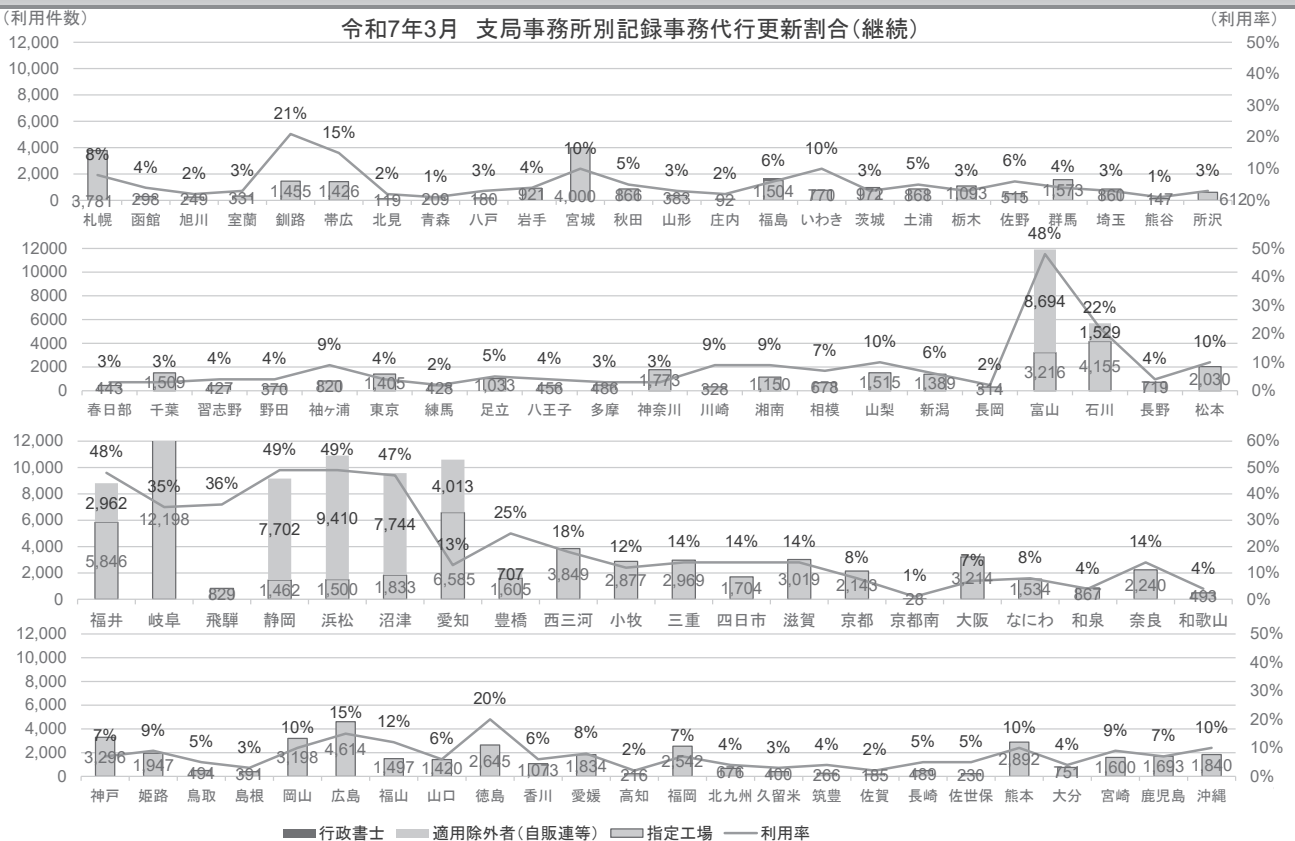
記録事務代行者による更新件数(総数)



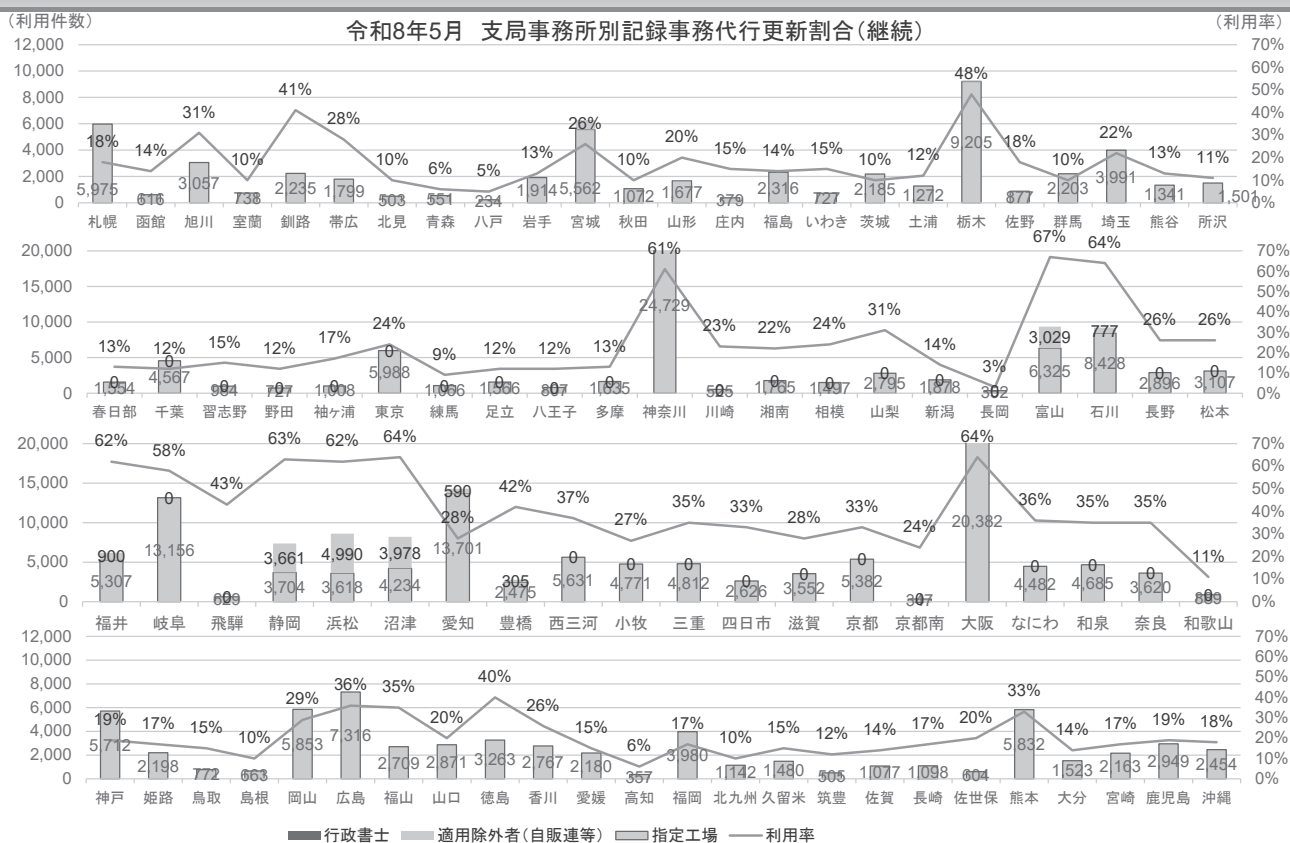
記録事務代行者による更新件数(内訳)



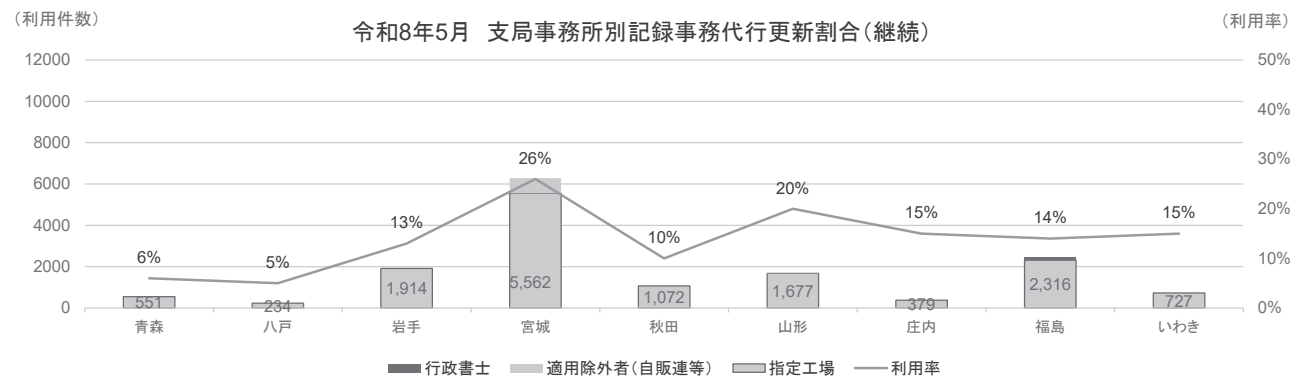
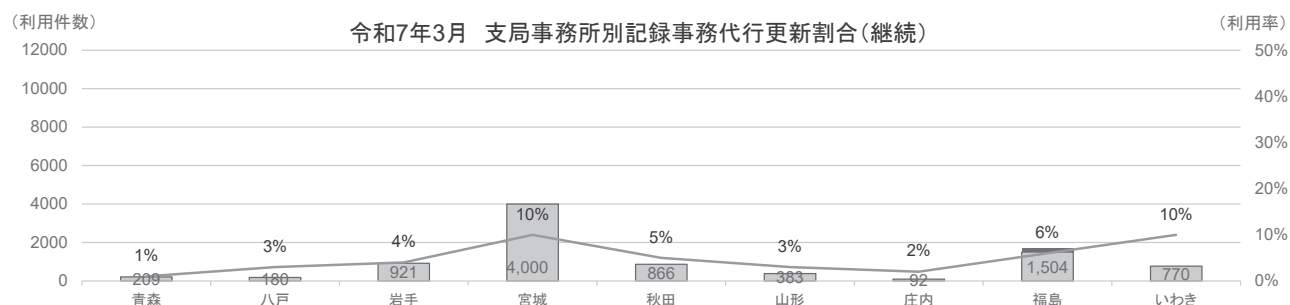
令和7年3月 支局・事務所別記録事務代行更新割合(継続)



令和8年5月 支局・事務所別記録事務代行更新割合(継続)

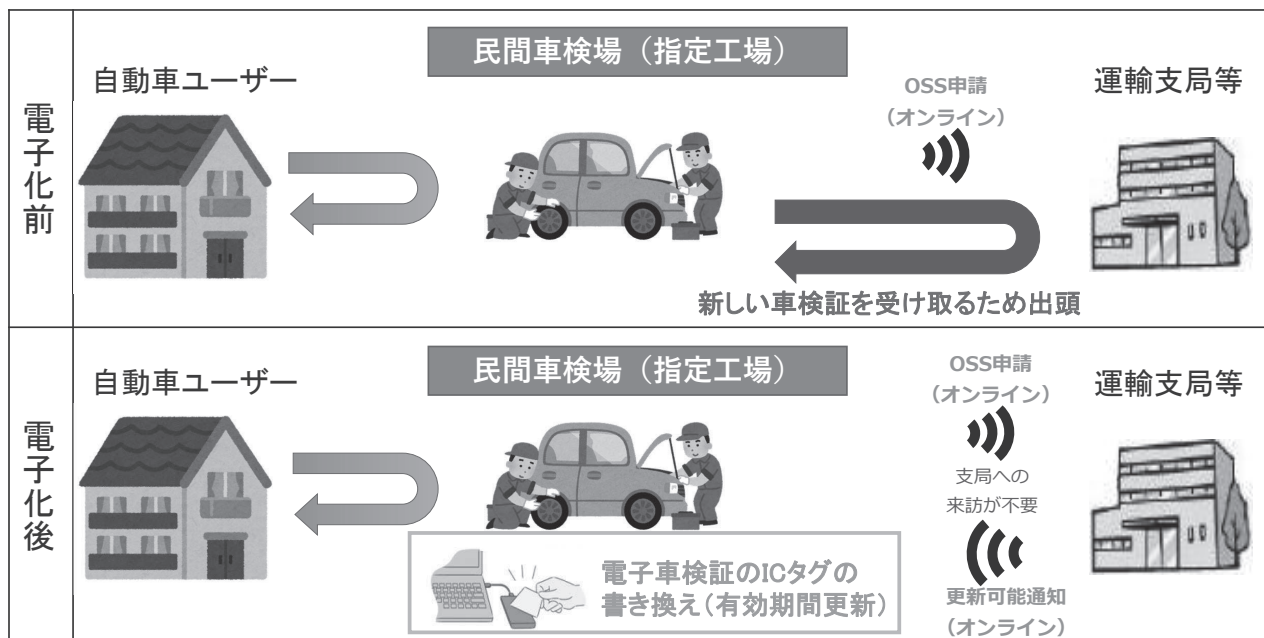


(東北管内比較) 支局・事務所別記録事務代行更新割合(継続)



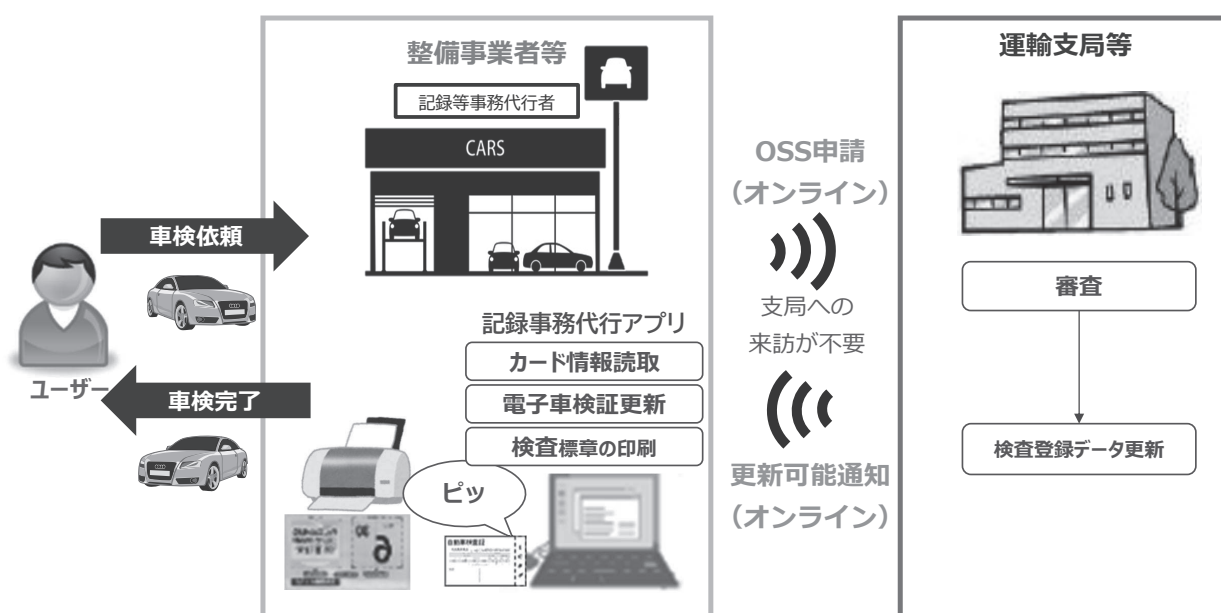
自動車検査証の電子化

- 令和5年1月(軽自動車は令和6年1月)から、自動車検査証(車検証)を順次電子化
- 車検証の有効期間はICタグに記録されることにより、指定工場等において更新が可能となり、運輸支局等への出頭が不要に



記録等事務代行制度の概要

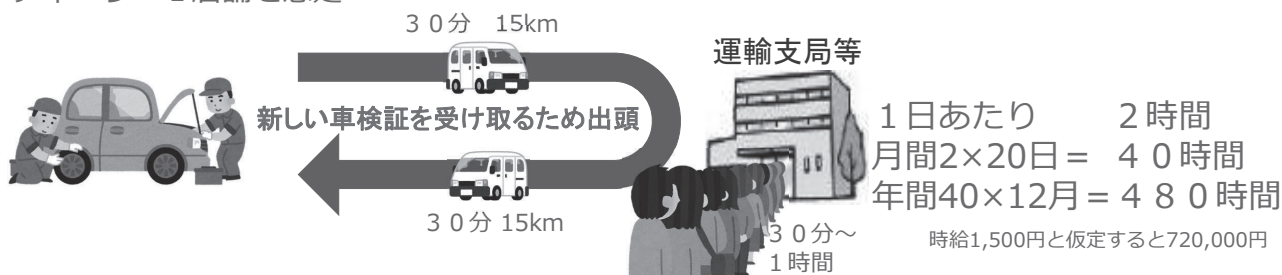
- 車検証の電子化により、ワンストップサービス(OSS)申請の場合、支局への来訪が不要となる
- 令和5年1月の車検証の電子化にあわせて開始



※代行申請を行うためには運輸支局長等に委託申請を行う必要があります。

記録等事務代行制度により削減効果が期待されるもの(一例) 国土交通省

ディーラー 1 店舗を想定



ガソリン代：1日 320円
月間 6,400円
年間 76,800円

燃費15km/L、ガソリン代160円/Lと仮定



レターパック代(年間)：600円×2,770台 = 1,662,000円

※ある大型車ディーラーにおける今年4月から9月までの更新件数1,385台

その他：出頭代行手数料、バイク便代、運輸支局出頭要員削減 など

さらに客目線でも、車両預かり期間短縮、来店回数の低減、車検証搭載・検査標章貼付け手間の低減 なども期待される

記録等事務代行制度を利用する指定整備工場の声 国土交通省

- 運輸支局まで往復2時間かかっていたが、他の業務に当てることができるようになった。
- 支局出頭不要により、会社全体で月間1,000時間程度の削減効果があると試算している。
- 支局への出頭を週5から週1に減らすことができた。
- 積雪が激しい時期は支局への出頭に危険も伴うため、出頭不要化は大きなメリット。
- レンタカーは検査標章を貼らなければ客に貸せないので早く検査標章を貼りたいニーズがある。
- 支局まで距離があるので、OSSであっても車検証等の輸送に1日余分にかかっていた。
- 更新後の車検証は、レターパックで郵送、お客さんに再来店してもらって、営業マンが自宅まで届けるなどしていたが、車検が終わった車両と車検証をセットで返すことができるようになった。
- お客さんに更新後の車検証を郵送し、車への搭載を依頼するが、お客さんの不注意による誤廃棄や紛失で再発行するケースも多い。更新後の車検証を車とセットで返却することで、車検証紛失リスクも低減できる。
- 最初の更新作業を実施するまでは、本社のサポートが必要であったが、実作業が回り始めると店舗からの問合せはほとんどない。アプリの操作感や表示もわかりやすい。
- 車検証更新・検査標章と自動車検査証記録事項の印刷に1台あたり1分もかからない。
- 利用することにメリットしか感じない。
- もっと早くやっておけばよかった。

電子車検証特設サイト

電子車検証や車検証閲覧アプリに関する最新情報は「電子車検証特設サイト」に掲載しています。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>
GoogleやYahoo!で、「電子車検証」と検索



システム設計に必要となる「車検証取込みファイル仕様書」を公表しています。
また、API連携の方法についてもご案内しています。

記録事務代行ポータル

記録等事務代行者になるための申請は「記録事務代行ポータル」から行えます。
※電子申請で完結(申請手数料無料・郵送・出頭不要)

<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>
GoogleやYahoo!で、「記録事務代行ポータル」と検索



申請方法もポータルサイトでご案内しています。

OBD検査関係通達等について



国土交通省東北運輸局
福島運輸支局

目次

 国土交通省

- OBD検査に係る自動車特定整備事業者の遵守事項関係
- OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置
- 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針
- 参考

【注意】

本資料は、OBD検査関係通達等の参考資料となります。
記載内容については、必ず通達等にてご確認ください。

対象： 指定 認証

～ OBD検査に係る 自動車特定整備事業者遵守事項関係～

OBD検査に係る遵守事項

指定 認証

一部改正(令和六年三月二十一日国土交通省令第二十三号)により追加

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の二 (略)

六の三 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

解説！

OBD検査システムで使用するID・パスワードが他者に漏洩しないよう対策を講じてください。

第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこととなります。
他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。



道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)(続き)

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。

解説！

OBD検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

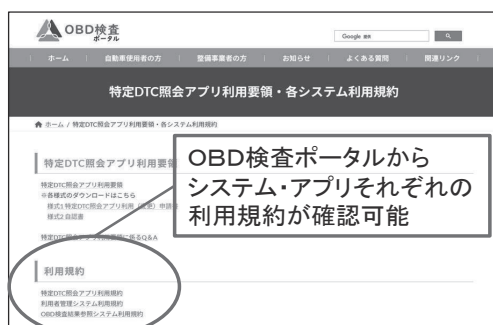
【不正な記録に該当する事項】

- ① OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータ(替え玉等)を送信した
- ② OBD検査及びOBD確認実施後にOBD検査に影響のある整備等を実施して車検場に持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する(した)車両以外の車両にOBD検査又はOBD確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOBD検査又はOBD確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(令和6年3月28日付け国自整第267号)

1. 機構の定める利用規約により管理



特定「D」照会アプリ利用規約(一部抜粋)

第5条

2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げることを、それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げることを、それぞれ遵守するものとします。

- (1) ユーザーID及びパスワード(以下、「ID」等という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと
- (2) ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと
- (3) ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと
- (4) 本アプリ外に保存した電子ファイルは、アプリ利用者の責任の下、適切に管理すること
- (5) アプリ利用者本人が所属する事業場以外においてアプリを使用しないこと
- (6) ID等の管理に関し国土交通省から自動車特定整備事業者に対し通達される事項を遵守すること
- (7) 利用申請した目的以外に使用しないこと
- (8) 利用申請した利用者区分に該当しなくなった場合は利用を停止すること

※それぞれのシステム・アプリに利用規約がある

2. ID等の不正使用又は幫助の禁止

①他者のID使用(なりすまし)の禁止



忙しくて面倒くさいから
〇〇さんのIDのまま
使っちゃお

②IDの貸し渡し・使用させること(幫助)の禁止



車検行く前にうちのID
使って確認していいよ

※OBD検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

犯罪です

認証工場以外の者がOB D検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



【国土交通省ポスター】



OB D検査に係る遵守事項

指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOB D検査及びOB D確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OB D検査システムの利用に関する遵守事項

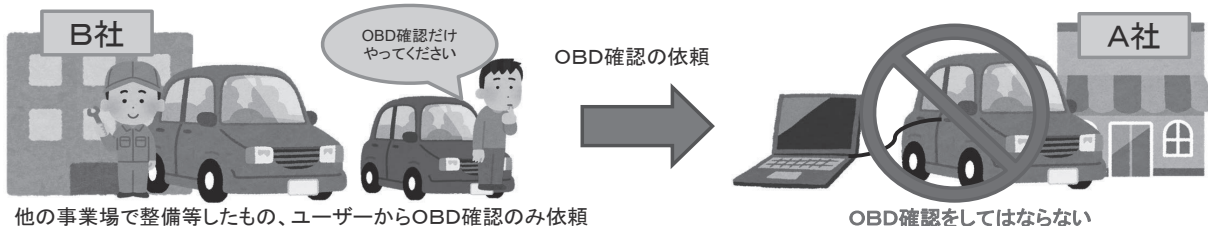
自動車特定整備事業者等は、OB D検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

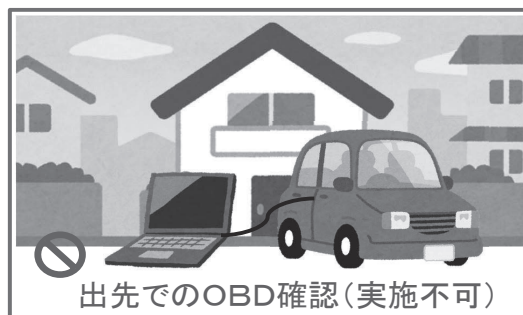
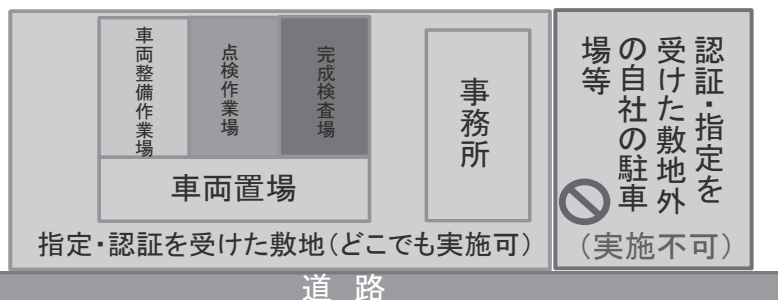
(4) 認証工場及び指定工場は、OB D検査又は OB D 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OB D 検査又は OB D 確認を実施しないこと。

(例)

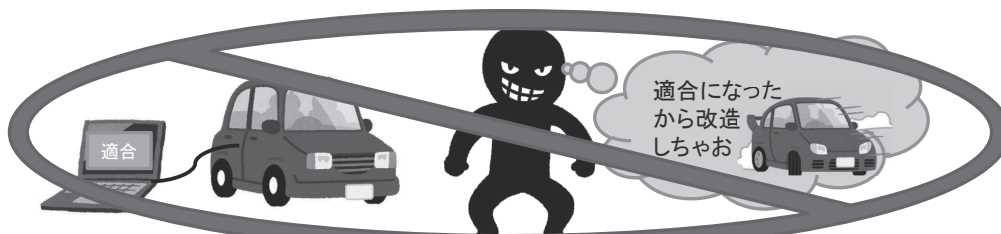


② OB D 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OB D 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。



自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(令和6年3月29日付け国自整第278号) 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項(続き)

- ③ OBD検査又は OBD確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構 等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD検査又は OBD確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等(定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。)を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。



- ④ OBD検査又は OBD確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD検査又は OBD確認結果を OBD検査用サーバーに記録しないこと(替え玉の禁止)。



対象: 指定

～ OBD検査用サーバーに
接続できない場合の特例措置～

OB D検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(令和6年3月28日
付け国自基第221号、国自整第270号)

OB D検査用サーバーに接続できない場合の

2. 特例措置の対象: OB D検査のみ

2-1 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOB D検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OB D検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者の責でないと機構が認めた場合

によりOB D検査用サーバー(OB D結果参照システムを除く)に接続できない事象



2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OB D確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOB Dの不具合



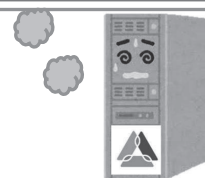
3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

確認方法: OB D検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



3-2. 通信・電力障害

確認方法: OB D検査ポータル又はコールセンター

※自己で判断する場合は3-2-9にて(スライド12)

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点

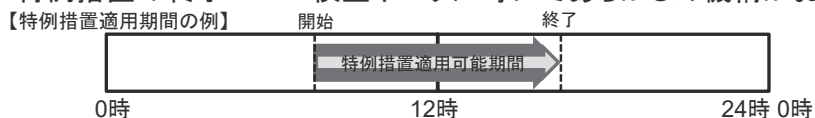


3-3. OB D検査用サーバーのアップデート等

確認方法: OB D検査ポータル又はコールセンター(アップデートはOB D検査ポータル等にて事前掲載あり)

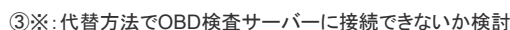
特例措置の開始: OB D検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした開始時点

特例措置の終了: OB D検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした終了時点



指定

(参考) 特例措置適用判断の流れ



(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社のHPの写し)

[illegible]

2年間保存しなければならない

指定

特例措置を適用する場合、異常を示すテルテールの点灯・点滅がないことを確認

– 41 –

対象： 指定 認証

～自動車特定整備事業者等における OBD検査及びOBD確認の取扱方針～

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

指定 認証

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について（令和6年3月28日付け国自整第278号）

3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的について

（略）～OBD検査及びOBD確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

（1）認証工場

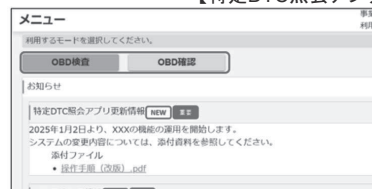
当該事業場が点検整備行う又は行った車両※のOBD確認を実施する場合

【特定DTC照会アプリ】

（2）振興会等施設（略）

（3）指定工場

当該事業場が点検整備行う又は行った車両※のOBD検査又はOBD確認を実施する場合



重要！

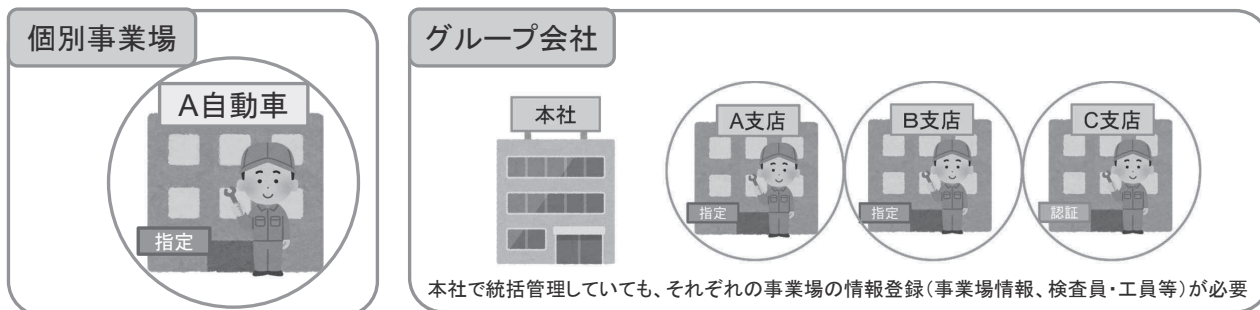
※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD検査システムの利用方法

(1) 事業場登録について

各事業場ごとにOBD検査システムを使用する情報の登録が必要

○ : 情報登録単位



(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定DTCアプリの機能について

使用できる機能	事業場区分	利用者	機能の扱い	備考
OBD確認モード	認証	工員	保安基準適合性 確認の任意行為	車両法第91条 の3を遵守
	指定	工員・検査員		
OBD検査モード	指定	検査員	完成検査の一部	OBD確認をOBD 検査モードで実施 しても可※

※OBD検査を「OBD確認モード」で実施すると、一部未実施になるので注意

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

(3) 検査用スキャンツールの使用について

指定 認証

OBD検査で使用する検査用スキャンツールは検査機器として支局に届出をしたものを使用する必要がありますが、**OBD確認**についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会 (JASEA: 機工協) の認定を受けた検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。



(引用元: 一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ)

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定

検査用スキャンツールの共用は「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて(平成9年2月20日付自整第23号)」に定めるほか、

- ① 事業場ID、ユーザーID及びパスワードは保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のものを使用すること。
- ② 共用先の事業場の敷地内で実施した**OBD検査**は、指定を受けた事業場の敷地内で実施したものと同みなす。

※共同使用の場合も支局への届出が必要

認證

② 検査用スキャンツールを借用使用した場合は、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を記録し、適切に管理を行うこと。



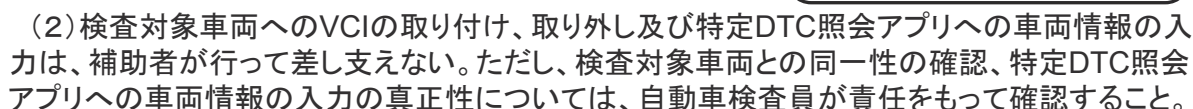
5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項
スライド4～5に掲載

指定

認証

指定

この場合、「**OBD検査**」の合否に影響を及ぼす整備又は改造」は検査員の責任により判断すること。



特定DTC照会アプリへの 車両情報の入力

- ・アプリへのログイン
- ・入力された車両情報の確認
- ・OBD検査の「要否確認」
- ・車両のエンジン始動
- ・OBD検査の「実行」
- ・OBD検査結果の確認

OBD検査対象の車両について

□ 型式指定車 ・ 多仕様自動車

かつ

□ 二輪、側車付二輪、大型特殊 以外

かつ

□ 国産車: 令和3年10月1日以降 のニューモデル

□ 輸入車: 令和4年10月1日以降 のニューモデル

かつ

□ 型式指定日より **2年経過**

かつ

□ 初度登録より **10ヶ月経過**



OBD検査を実施

※これらは システムで自動判定 される

OBD検査対象の可否については特定DTC照会アプリで確認してください



OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり



OBD検査対象型式第1号 (軽を除いて) 第2号
(三菱・アウトランダー) (レクサス・LX600)
※これより新しいモデルがOBD検査対象車

検査
不要

× 型式指定日より2年経っていない
(車検証の「OBD検査開始年月日」より前)

× 初度登録から10ヶ月経っていない

省略可

車検場にて

事前(5日以内)に認証工場でのOBD確認を実施

※抜き打ち(一定確率)で「検査用」(省略不可)と判定される。

【OBD検査】の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

(参考)自動車ユーザー配布用のチラシについて

【ユーザー周知用チラシ】



(表)



(裏)



チラシはOBD検査ポータルにも掲載されていますので、ユーザー配布の際はここから印刷をお願いいたします。

(参考)連絡先等

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト :



OBD検査準備会合 :



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター : 0570-022-574

15. OBD検査の運用状況

OBD検査の運用状況

資料の説明

1. 用語の定義

「OBD検査」	特定DTC照会アプリの「OBD検査モード」による判定。「OBD確認モード」による判定は含まない。
「検査台数」	OBD検査を実施して、OBD検査用サーバにて合否判定を実施した台数。同一車両に複数回実施した場合であっても、1台としてカウントする。
「不適合なし」	OBD検査の結果、不適合判定がなかったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、1回も不適合判定がなかったものの台数。（「※例」参照。）
「不適合あり」	OBD検査の結果、不適合判定があったものの台数。同一車両に複数回実施した場合は、最終の合否に関わらず1回でも不適合判定があったものの台数。（「※例」参照。）
「排出ガス系不適合」	OBD検査不適合のうち、道路運送車両法第41条第1項第12号の発散防止装置（排ガス系）に関するもの。 電圧不足 : OBDが正常に機能するために十分な電圧が確保されていない 警告灯信号 : 警告灯を点灯させる信号が出力されている レディネスなし : レディネスコードが1つも記録されていない 通信不成立 : 発散防止装置のECUとの通信が不成立 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている
「安全系不適合」	OBD検査不適合のうち、排ガス系不適合以外のもの。 特定DTC : 特定DTCが1つ以上記録されている

※例：同一車両で複数回OBD検査を実施した場合

適合	→（整備）	→ 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合なし」×1台		
不適合	→（整備）	→ 不適合	→（整備）	→ 適合	...	「検査台数」×1台	「不適合あり」×1台
不適合	→（整備）	→ 不適合	→（整備）	→ 不適合	...	「検査台数」×1台	「不適合あり」×1台

2. データ収集の対象

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) (独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会 | ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」を集計 |
| (2) 指定自動車整備工場（指定工場） | ... 「検査台数」、「不適合なし」、「不適合あり」及び「 <u>不適合要因</u> 」を集計 |

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,523型式（5月末時点）

2. OBD検査対象台数

約690万台（5月末時点）

（内訳）登録自動車：4,732,842台、軽自動車：2,162,796台

3. OBD検査実績

1,270,360台（令和6年10月1日～令和8年6月30日）

検査実施主体	検査台数			不適合あり率 (%)
	計	不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	1,099,773	1,071,265	28,508	2.6
(独)自動車技術総合機構	91,704	87,559	4,145	4.5
軽自動車検査協会	78,883	76,733	2,150	2.7
計	1,270,360	1,235,557	34,803	2.7

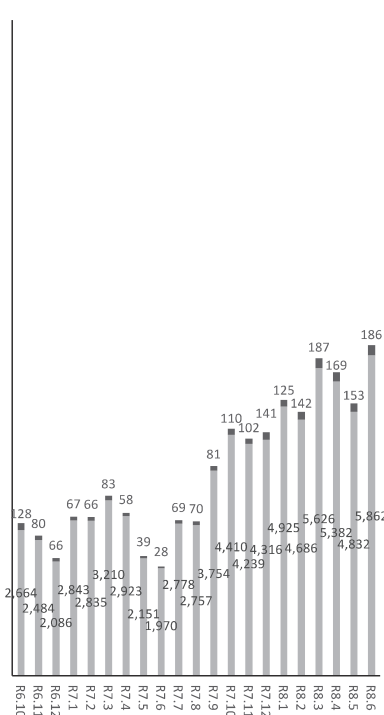
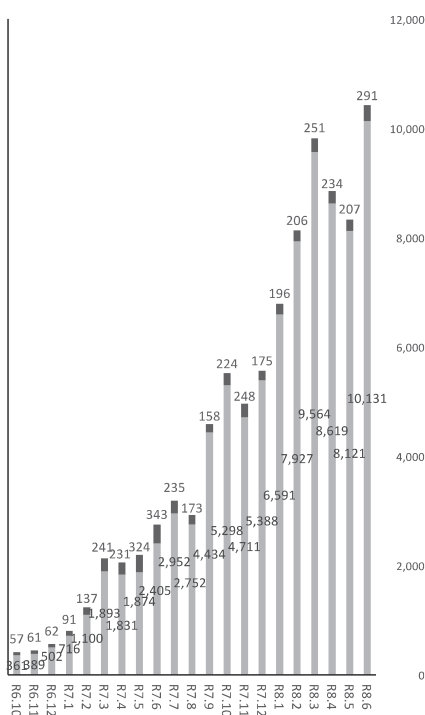
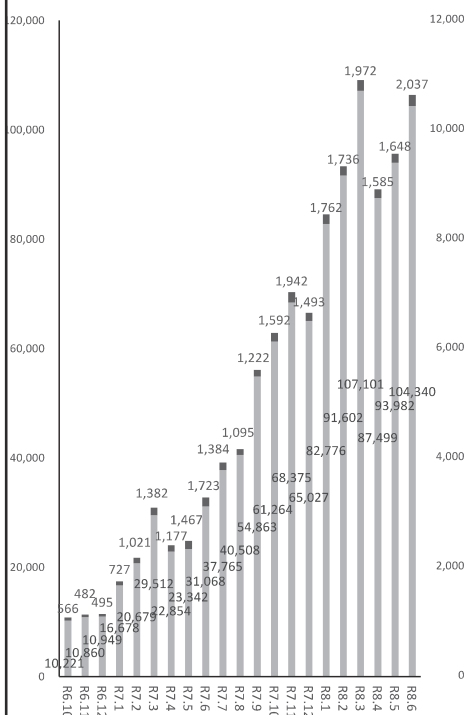
OBD検査台数の推移(月間)

■ 不適合なし ■ 不適合あり

指定自動車整備工場

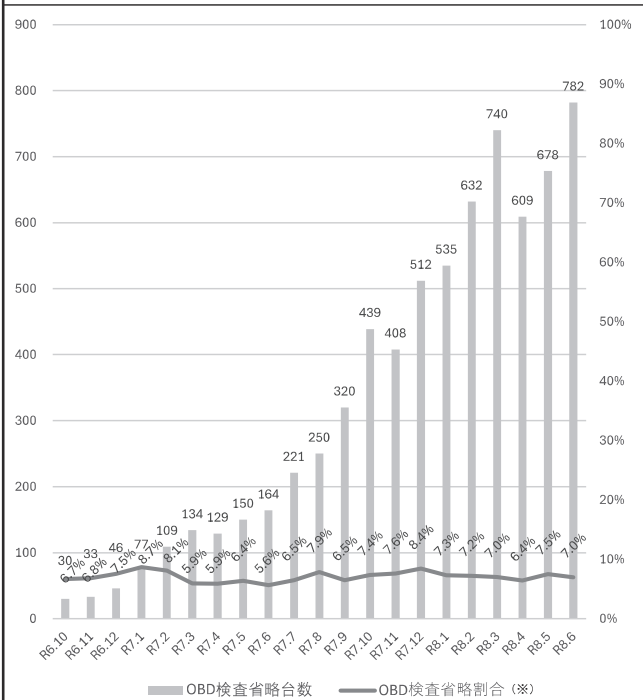
(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会

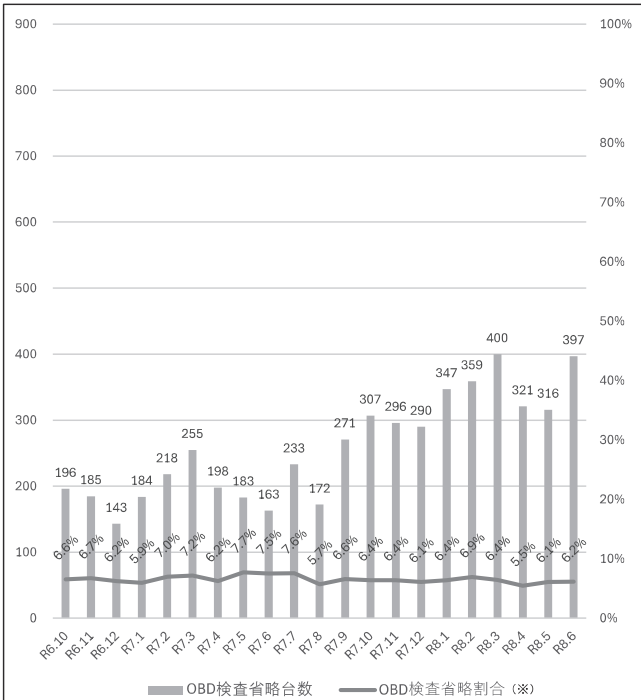


OBD検査省略台数の推移(月間)

(独)自動車技術総合機構



軽自動車検査協会



※「OBD検査省略割合」とは、それぞれの検査場に持ち込まれたOBD検査台数とOBD検査省略台数の合計に占める、OBD検査省略台数の割合を示す。

指定自動車整備工場における主な不適合要因

不 適 合 台 数				
	2025Q3 (R7.7.1～R7.9.30)	2025Q4 (R7.10.1～R7.12.31)	2026Q1 (R8.1.1～R8.3.31)	2026Q2 (R8.4.1～R8.6.30)
排出ガス系不適合				
電圧不足	157 (0.1%)	380 (0.2%)	537 (0.2%)	367 (0.1%)
警告灯信号	13 (0.0%)	42 (0.0%)	66 (0.0%)	56 (0.0%)
レディネスコードなし	1297 (0.9%)	1730 (0.9%)	2166 (0.8%)	2019 (0.7%)
通信不成立	1142 (0.8%)	1518 (0.8%)	1940 (0.7%)	1893 (0.7%)
特定DTC	16 (0.0%)	44 (0.0%)	68 (0.0%)	59 (0.0%)
安全系不適合				
特定DTC	2164 (1.6%)	2772 (1.4%)	2550 (0.9%)	2640 (0.9%)

※括弧内はOBD実施検査台数に対する各不適合要因の割合を示す。(小数点第2位を四捨五入)

- 注1 各期間における累積値である。
 注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。
 注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていないことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)
 - 電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など
 - レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など
 - 通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

16. OBDに係る料金請求および説明の徹底について

さて、最近、車検等で入庫した車両において、OBD 検査の対象外であるにもかかわらず、OBD に関する費用が請求されているとの情報が国土交通省に寄せられています。

これにつきましては、ユーザーにおいて「OBD 検査」と「OBD 点検」の違いが十分に理解されていないことにより、誤認が生じていることが主な原因と考えられます。

OBD 検査は、車検時において対象となる車両に対して実施される法令に基づく検査であり、対象車両に対して検査を実施した場合のみ請求することができます。

一方、OBD 点検は定期点検整備の一環として実施されるものであり、OBD に記録されている電子制御装置の故障の有無等に関する診断結果について、スキャンツールを用いて点検を行い、必要な整備を実施したうえで、その費用を請求することは差し支えありません。

しかしながら、これらの区別が不明確なまま料金を請求した場合、ユーザーに誤解を与え、トラブルの原因となるおそれがあります。このため、OBD に関する作業を実施する際には、その内容が検査であるのか、点検であるのかを明確に区分し、事前にユーザーへ十分な説明を行っていただきますようお願いいたします。

特に、OBD 検査対象外車両に対して OBD に係る費用を請求する場合には、当該作業が OBD 検査ではなく、点検整備作業としての OBD 点検であることを説明し、誤認を招くことのないよう十分ご注意ください。

なお、説明にあたっては、必要に応じて別添のチラシを活用し、理解の促進に努めていただきますようお願いいたします。

今後とも、適正な業務運営の確保および利用者保護の観点から、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

17. 「OBD点検」と「OBD検査」の違い

OBD点検			OBD検査		OBD確認
定期点検整備		制度	検査（車検）	任意 (実施義務はなし)	(※サービス機能です) OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での 適否の確認 ✓ 持込検査での省略
令和3年10月1日		開始時期	令和6年10月1日 (輸入車は令和7年10月1日)		
OBDを搭載する全ての自動車 (年式にかかわらず)		対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車)		
12カ月ごと		実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時		
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備		方法	機構サーバーに接続して合否判定 (自動判定)		
認定は不要		スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」		

※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

18. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

事 務 連 絡
令和7年12月23日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における 指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

今般、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスを令和8年1月4日から1月5日の一部時間帯に行う予定としており、下記1. のとおり電子車検証特設サイトに案内されているところです。

指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認にあつては、オンラインモードでの車検証閲覧アプリにより確認した車検証情報により行うように指導しているところですが、当該メンテナンス期間中においては、車検証閲覧アプリ（以下、アプリという。）のオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ないことから、当該期間において指定自動車整備事業者が完成検査に係る同一性確認を行う場合にあっては、下記2.のとおり取扱うよう指定自動車整備事業者に指導されたい。

また、今後、車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス等によりアプリのオンラインモードにより車検証情報を閲覧することが出来ない場合においても、下記2.により取扱って差し支えない。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に通知したことを申し添える。

記

1. 車検証閲覧サービスのシステムメンテナンスについて

(1) システムメンテナンス作業時間（予定）：

令和8年1月4日（日）10時 ～ 令和8年1月5日（月）8時30分

(2) メンテナンス作業時間帯は、車検証閲覧サービス全体（車検証閲覧アプリ（iOS版、Android版、PC版）、車検証閲覧API）をご利用いただけません。詳細については、以下の電子車検証特設サイトにてご確認ください。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/news>

2. システムメンテナンス期間等（アプリの不具合発生時を含む。）における取扱いについて

（1）アプリのオンラインモードにより車検証情報が閲覧できない場合における完成検査に係る同一性確認の取扱いは、以下により検査車両の同一性を確認して差し支えない。

①事前に印刷・出力された「自動車検査証記録事項」（直近の継続検査等の際に配布されたもの、アプリより出力されたもの等）があり、かつ、その記載内容が最新のものであると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及び当該最新の「自動車検査証記録事項」により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

②アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できる場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認して差し支えない。

③アプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報が、最新かつ全ての情報であると指定自動車整備事業者が判断できない場合にあっては、電子車検証及びアプリのオフラインモードにより確認できる車検証情報により、検査車両の同一性を確認しないこと。

（2）（1）の取扱いを行った場合にあっては、指定自動車整備事業者において事後的に確認できるように指定整備記録簿等にその旨を記載する等、記録を残すことが望ましい。

別添

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 23 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

車検証閲覧サービスのシステムメンテナンス期間等における
指定自動車整備事業者の完成検査に係る同一性確認の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（保安）課長及び
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周
知願います。

19. 自賠責保険期間不足による保安基準適合証交付事例について

自賠責保険期間不足による保安基準適合証の交付については、これまでも様々な機会を通じて注意喚起を行っているところですが、依然として同様の事案が発生しております。今般、発生した事例をもとに注意すべき点を取りまとめましたので、各指定工場におかれましては、同種事案の防止に努めていただきますようお願いいたします。

【事例 1】

車検付きの中古車両を販売したが、旧自賠責を使用できなかったため、新自賠責を25ヶ月加入したものの、保険期間が1ヶ月超不足していたもの。

- 更新前の有効期間 : 令和7年9月24日
- 新自賠責の保険期間 : 令和7年7月20日～令和9年8月20日
- 適合証の検査・交付日 : 令和7年7月20日
- 継続検査申請日 : 令和7年7月24日
- 更新後の有効期間 : 令和9年9月24日 (令和9年9月25日以降の保険が必要)

【補足事項】

- 新自賠責を27ヶ月加入していれば保険期間は満足。
この場合の保険期間 : 令和7年7月20日～令和9年10月20日
- 車検の有効期間を短縮することなく、2ヶ月前から受検できるよう法改正されたものの、短縮する場合には、令和7年7月23日までに継続検査の申請する必要があった。
- 短縮を前提として、最終検査申請日を令和7年7月23日と記入し、令和7年7月23日までに継続検査の申請をしていれば法令違反ではなかった。

【実際に加入した保険】

新自賠責 (25 か月)

R7.7.20 ————— R9.8.20
↑ 不足

更新後車検

R7.9.24 ————— R9.9.24

【必要だった保険】

新自賠責 (27 か月)

R7.7.20 ————— R9.10.20
↑ 保険期間を満足

更新後車検

R7.9.24 ————— R9.9.24

【事例 2】

顧客から車検依頼があったが旧自賠責を紛失していたため、自賠責を25ヶ月加入したものの、保険期間が不足していたもの。

- 更新前の有効期間 : 令和 8 年 3 月 2 6 日
- 新自賠責の保険期間 : 令和 8 年 2 月 1 8 日～令和 1 0 年 3 月 1 8 日
- 適合証の検査・交付日 : 令和 8 年 2 月 1 8 日
- 継続検査申請日 : 令和 8 年 2 月 1 8 日
- 更新後の有効期間 : 令和 1 0 年 3 月 2 6 日 (令和 1 0 年 3 月 2 7 日以降の保険が必要)

【補足事項】

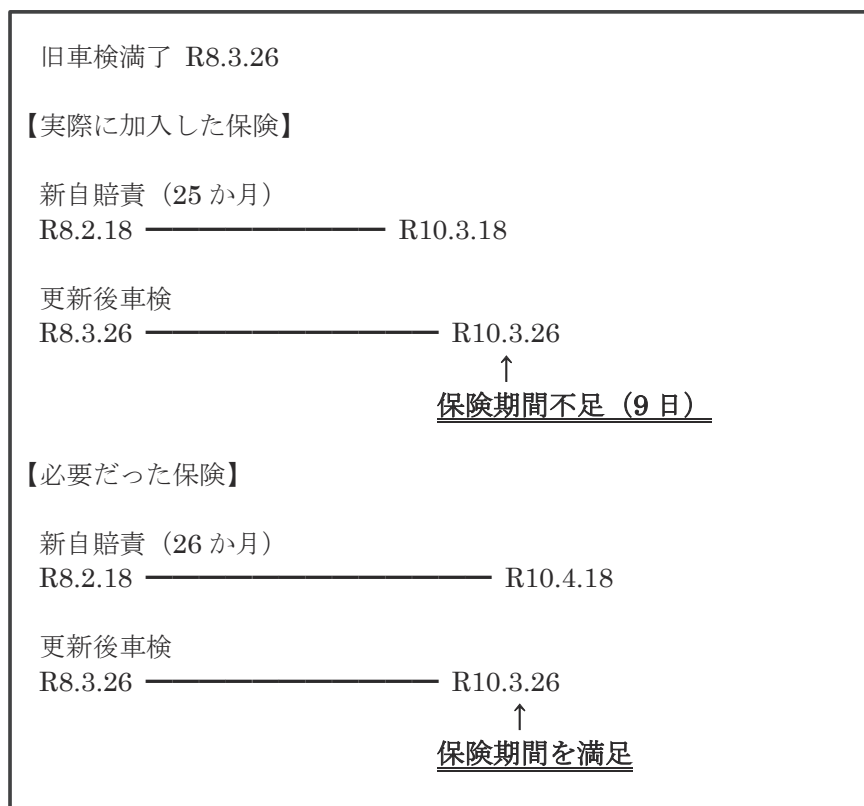
- 旧自賠責を紛失した場合、機械的に25ヶ月の自賠責に加入すれば問題ないとの認識は誤りです。本事例のように、26ヶ月の自賠責に加入しなければ、保安基準適合証を交付することができないケースもあります。

新自賠責の保険期間 : 令和 8 年 2 月 1 8 日～令和 1 0 年 4 月 1 8 日

- 仮に、令和 8 年 1 月 1 3 日に保安基準適合証の検査・交付を行い、有効期間を短縮しない場合には27ヶ月の自賠責が必要。

この場合の保険期間 : 令和 8 年 1 月 1 3 日～令和 1 0 年 4 月 1 3 日

- 短縮しない場合、令和 8 年 1 月 2 6 日～1 月 2 7 日に継続検査の申請を行う必要あり。



【事例3】

車検でコンクリート作業車が入庫したが、1年車検の車両と思い込み自賠責を13ヶ月加入したものの、保険期間が不足していたもの。

- 更新前の有効期間 : 令和7年11月29日
- 旧自賠責の保険期間 : 令和5年11月30日～令和7年12月31日
- 新自賠責の保険期間 : 令和7年12月31日～令和9年1月31日
- 適合証の検査・交付日 : 令和7年12月25日
- 継続検査申請日 : 令和7年12月26日
- 更新後の有効期間 : 令和9年12月25日 (令和9年12月26日以降の保険が必要)

【補足事項】

- 「コンクリート作業車」は積載量が無い又は積載量が500kg以下の場合、有効期間は2年。
※類似した車両として、「コンクリートミキサー車」があり、有効期間は1年
- 8ナンバーの特種車両は有効期間が1年又は2年の車両が混在しているため要注意です。
令和7年度には「公共応急作業車」、「高所作業車」においても同様のミスが発生しています。

【8ナンバー特種用途車は要注意】

- ☐ 高所作業車
- ☐ コンクリート作業車
- ☐ 公共応急作業車

⇒ 有効期間が1年の車両と
2年の車両が混在

保安基準適合証交付前に
必ず有効期間を確認！

保安基準適合証の交付に当たっては、更新後の有効期間満了日及び自賠責保険の保険期間を十分確認し、保険期間不足による不適切な交付が発生しないよう、複数人による確認を含む社内チェック体制の構築及び運用の徹底をお願いいたします。

福島運輸支局 検査・整備・保安部門

20. OBD検査対象車の確認を徹底してください ～ OBD検査の未実施が多発しています ～

OBD検査については、車検時の新たな検査として令和6年10月より国産車が開始され輸入車においても令和7年10月より開始されておりますが、指定整備においてOBD検査対象車にもかかわらずOBD検査を行わずに適合証を交付してしまった事案が散見されております。

この場合、**違反事項の「検査の一部未実施」**になり行政処分の対象となります。

OBD検査対象車の場合には、**紙車検証**および**電子車検証**の備考欄に「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）と記載されておりますので、以下の確認を徹底するようお願いいたします。

- 受付時に車検証備考欄の確認を徹底する（フロント）
- 受入検査の際に車検証備考欄の確認を徹底する（検査員）
- 適合証を交付する際に車検証及び記録簿の確認を徹底する（事管）

制 動 力 ※				前 照 灯 点				前 照 灯 灯				警 告 音			
右	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	右	cm	左	cm	右	cm	左	cm
左	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	下	cm	上	cm	右	cm	左	cm
右	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	左	cm	右	cm	右	cm	左	cm
左	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	右	cm	左	cm	左	cm	右	cm
計	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	主×100	主×100cd	主×100cd	主×100cd	主×100	主×100	主×100	主×100
手 動	kgf	H	左右差	kgf	H	cm	cm	主×100	主×100cd	主×100cd	主×100cd	主×100	主×100	主×100	主×100

自動車検査証 令和6年12月1日 東京運輸支局 411230000001

品川 390 3 1234 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

SHADA1-001 ガンマン

型式 1500cc 1625cc 448cc 173cc 149cc

備考 OBD検査対象

OBD検査結果

良 ・ 否

OBD検査結果

良 ・ 否

対象車であれば検査結果を確認

対象外の場合は斜線を確認

備考 OBD検査対象車

令和12年度燃費基準達成車
令和2年度燃費基準150%達成車
平成28年度燃費基準150%達成車
OBD検査対象車
【OBD検査開始年月日】令和6年10月1日

平成28年度燃費基準車、騒音カテゴリ M1A2A
近接排気騒音値 69dB、測定回転数 2,500rpm
(旧基準適用時測定回転数 2,500rpm)

21. 中古新規検査における現車提示省略の要点

中古新規検査では、有効な保安基準適合証が交付された乗用自動車、軽自動車、小型二輪自動車のほか、一定の要件を満たす小型貨物自動車について、現車提示を省略できます。

注意:対象外の車両は、保安基準適合証を提出しても現車提示を省略できず、運輸支局等への持込み検査が必要です。

持込み検査で保安基準不適合や同一性の相違が判明した場合は、重大な違反事項となります。保安基準適合証の交付前に、現車提示省略の対象車両であることを必ず確認してください。

■ 小型貨物自動車の現車提示省略要件

次の4要件をすべて満たす必要があります。

1. 自動車の種別: **小型自動車**
2. 用途: **貨物**
3. 最大積載量: **1,000kg 以下**
4. 車体の形状: **バンまたは三輪バン**

■ 対象車の例

● 1BOXバン



● ライトバン



■ 現車提示が省略できない自動車は以下のとおり

● キャブオーバ



● ピックアップ



22. 継続検査OSS等の利用に係る承諾書等の取扱いについて

さて、継続検査OSS等を利用して継続検査(車検)等の手続きを行う際には、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証情報や自賠責保険情報等を電子的に登録情報処理機関へ提供することとなるため、**あらかじめ自動車ユーザーの承諾を得る必要があります。**

このため、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会では、継続検査(車検)等でOSS等を利用する際に使用する承諾書の雛形を作成し、日整連自動車情報サイトからダウンロード可能としております。

なお、承諾の取得方法については、従来どおり書面による承諾書の作成・保存のほか、タブレット端末等を活用した電磁的方法によるサインなど、電子的な方法による意思確認も可能とされています。また、**取得した承諾については、書面又は電磁的方法により2年間保存しなければならないと規定されております。**

つきましては、継続検査OSS等を利用した手続きを実施する際には、承諾書等の取得及び保存について、適正な取扱いを徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

【参 考】

◆道路運送車両法第94条の5第2項

指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

◆自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)

別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

以上

■承諾書ダウンロード方法

～ 継続検査OSS関連窓口 ～
日整連自動車情報サイト

--- 更新履歴 --- (過去の重要なお知らせ)

2026.06.29 One-JIBAI改修による自賠責情報送信タイミングに関する【重要なお知らせ】を追加

2026.06.12 継続検査代理申請サービスの料金に関する【重要なお知らせ】を追加

2026.05.18 記録事務代行アプリの不具合に関する【重要なお知らせ②】を追加

2026.05.18 記録事務代行アプリの不具合に関する【重要なお知らせ】を追加

※ 重要なお知らせ (3件)

■ 保証サービス (日整連)

保証サービス ログイン

原告等のお知らせ

- 保安基準適合証 (保証証) 及び適合標章の作成、交付、照会
- 管理簿の出力

【システム稼働時間】
8:00～20:00 (年末年始等を除く)

保証証利用者管理サービス ログイン

- 事業場管理ユーザー及び検査員ユーザー等の登録、変更、削除、照会

【システム稼働時間】
8:00～20:00 (年末年始等を除く)

保証サービスに関するFAQ

保証サービス (体験版)

画面操作動画マニュアル

整備業務システム会社向け情報

法令に基づく開示

■ 継続検査代理申請サービス (日整連)

OSS申請共同利用システム

- 依頼データの登録、更新、照会 等
- 申請データの照会
- 申請ステータスの照会
- AINASからのお知らせ

【AINAS稼働時間】
7:00～22:00 (年末年始等を除く)
(注)受付時間について

ダイレクト納付用口座に係るお願い
[2023.07.18 更新]

※デスクトップ上の「OSS申請共同利用システム」のアイコンを起動してご利用下さい。なお、アイコンはお使いのブラウザにより異なります。上図例はEdgeのアイコンとなります。

初期設定については「日整連・継続検査OSS管理システム」内の「AINASクライアント証明書等」データをダウンロードし、ご確認ください。

**確認事項及び承諾書
[様式例] のダウンロード**

リンク先：一般財団法人自動車検査登録情報協会

- ▶ 自動車情報管理センター (目録協AIRAC)
 - 完検証、譲渡証、自賠責等の証明書の電子化に関すること
 - AIRACの概要と開示情報、利用規約細則等
 - 登録情報処理機関について
- ▶ 入力文字チェック
 - 氏名等の入力で取り込めない文字 (旧漢字、記号等) が確認できます

利用システム (AINAS)

- AINASの申込みに関する情報
- AINAS操作マニュアルの入手
- AINASの概要と機能、利用規約・細則等
- AINASに関するお問合せ

▶ 利活用協会からのお知らせ

マニュアル類のダウンロード

確認事項及び承諾書 [様式例] のダウンロード

利用料及び手数料について

日整連・継続検査OSS管理システム (引落予定明細の確認)

ご利用に関するお問合せ



■ 確認事項及び承諾書 [様式例] のダウンロード

[OSS及び電子保適に係る承諾書]

① 継続検査 (車検) における確認事項及び承諾書	Download
② 中古新規における確認事項及び承諾書	Download
③ 中古予備検査における確認事項及び承諾書	Download
【記載例】 確認事項及び承諾書	Download

※上記の書面による承諾書の作成・保存のほか、タブレット等を活用した電磁的方法によるサイン等による意思確認等も可能です。

[OSS及び電子保適に係る承諾書・放置違反金滞納情報照会における同意書 (統合版)]

④ 継続検査 (車検) における確認事項及び承諾書	Download
【記載例】 確認事項及び承諾書	Download

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書の記載例

継続検査（車検）を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっております。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する継続検査（車検）の手続きは、継続検査の依頼を受けた整備工場にて、「事業場名」、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいませ。また、「所在地」等をゴム印等により記入してください。

お願い申し上げます。

指定整備事業場名

以下、お客様ご記入欄

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してデマンドについて承諾します。

①「継続検査（車検）申請に関する委任について」

☐ 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②「継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾」

☐ 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

☐ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

自動車検査証に記載されている「自動車登録番号」又は「車両番号」を記入してください。

ご記入日

当該承諾書に記載する「年月日」を記入してください。

■使用者（依頼者）の氏名

【個人ユーザーの場合】

使用者が署名することが望ましいが、使用者と依頼者が異なる場合は、使用者の当該申請手続き実施の意思が明確なことを条件に、依頼者の代筆などにより自動車検査証の使用者を記名してください。

【法人ユーザーの場合】

自動車検査証の使用者欄に記載されている氏名又は名称を、依頼者（当該法人の担当者等）が記名（ゴム印可）してください。また、依頼者名も併記してください。

継続検査（車検）を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっております。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいませようご理解とご協力をお願い申し上げます。

指定整備事業場名

以下、お客様ご記入欄

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①「継続検査（車検）申請に関する委任について」

☐ 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②「継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾」

☐ 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

☐ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者（依頼者）の氏名（社名）

- 62 -

23. ロードインデックス表&計算例

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
(抜粋)

別表 4 (7-11 関係)

ロードインデックスに対応する負荷能力

ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)	ロードイン デックス	負荷能力 (kg)
0	45	51	195	101	825	151	3,450
1	46.2	52	200	102	850	152	3,550
2	47.5	53	206	103	875	153	3,650
3	48.7	54	212	104	900	154	3,750
4	50	55	218	105	925	155	3,875
5	51.5	56	224	106	950	156	4,000
6	53	57	230	107	975	157	4,125
7	54.5	58	236	108	1,000	158	4,250
8	56	59	243	109	1,030	159	4,375
9	58	60	250	110	1,060	160	4,500
10	60	61	257	111	1,090	161	4,625
11	61.5	62	265	112	1,120	162	4,750
12	63	63	272	113	1,150	163	4,875
13	65	64	280	114	1,180	164	5,000
14	67	65	290	115	1,215	165	5,150
15	69	66	300	116	1,250	166	5,300
16	71	67	307	117	1,285	167	5,450
17	73	68	315	118	1,320	168	5,600
18	75	69	325	119	1,360	169	5,800
19	77.5	70	335	120	1,400	170	6,000
20	80	71	345	121	1,450	171	6,150
21	82.5	72	355	122	1,500	172	6,300
22	85	73	365	123	1,550	173	6,500
23	87.5	74	375	124	1,600	174	6,700
24	90	75	387	125	1,650	175	6,900
25	92.5	76	400	126	1,700	176	7,100
26	95	77	412	127	1,750	177	7,300
27	97.5	78	425	128	1,800	178	7,500
28	100	79	437	129	1,850	179	7,750
29	103	80	450	130	1,900	180	8,000
30	106	81	462	131	1,950	181	8,250
31	109	82	475	132	2,000	182	8,500
32	112	83	487	133	2,060	183	8,750
33	115	84	500	134	2,120	184	9,000
34	118	85	515	135	2,180	185	9,250
35	121	86	530	136	2,240	186	9,500
36	125	87	545	137	2,300	187	9,750
37	128	88	560	138	2,360	188	10,000
38	132	89	580	139	2,430	189	10,300
39	136	90	600	140	2,500	190	10,600
40	140	91	615	141	2,575	191	10,900
41	145	92	630	142	2,650	192	11,200
42	150	93	650	143	2,725	193	11,500
43	155	94	670	144	2,800	194	11,800
44	160	95	690	145	2,900	195	12,150
45	165	96	710	146	3,000	196	12,500
46	170	97	730	147	3,075	197	12,850
47	175	98	750	148	3,150	198	13,200
48	180	99	775	149	3,250	199	13,600
49	185	100	800	150	3,350	200	14,000
50	190						

計 算 例 1

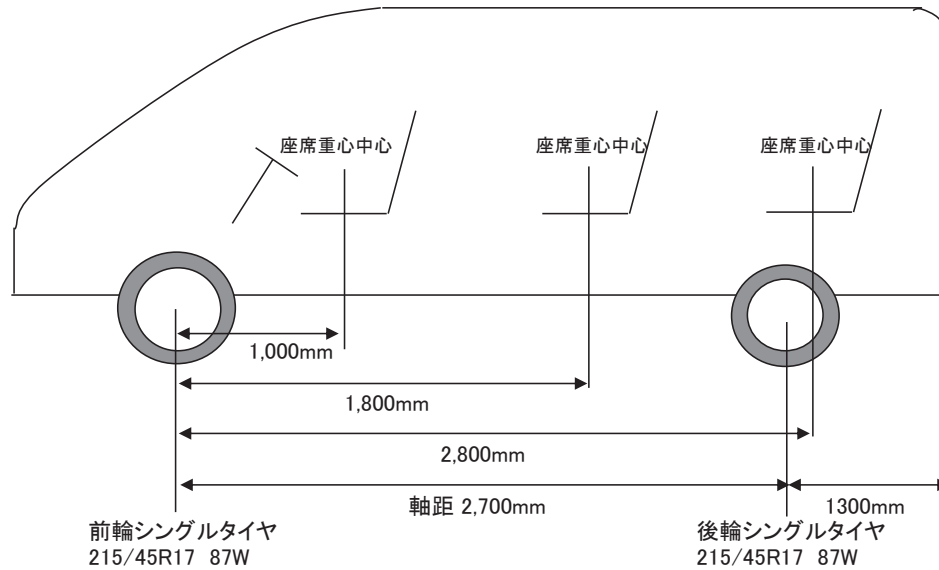


表1(諸元)

種別・用途	普通・乗用	タイヤ許容荷重(LI87)	545kg
車体の形状	ステーションワゴン	乗車定員	1列目 2人
車両重量	前輪	2列目	3人
	後輪	3列目	3人
	和	合計	8人

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,080 kg	910 kg	1,990 kg
乗車定員(1列目)	1,700 mm	70 kg	40 kg	110 kg
乗車定員(2列目)	900 mm	55 kg	110 kg	165 kg
乗車定員(3列目)	-100 mm	-5 kg	170 kg	165 kg
車両総重量		1,200 kg	1,230 kg	2,430 kg
積車時タイヤ負荷率		110 %	113 %	

・前後軸タイヤ荷重オーバー

計 算 例 2

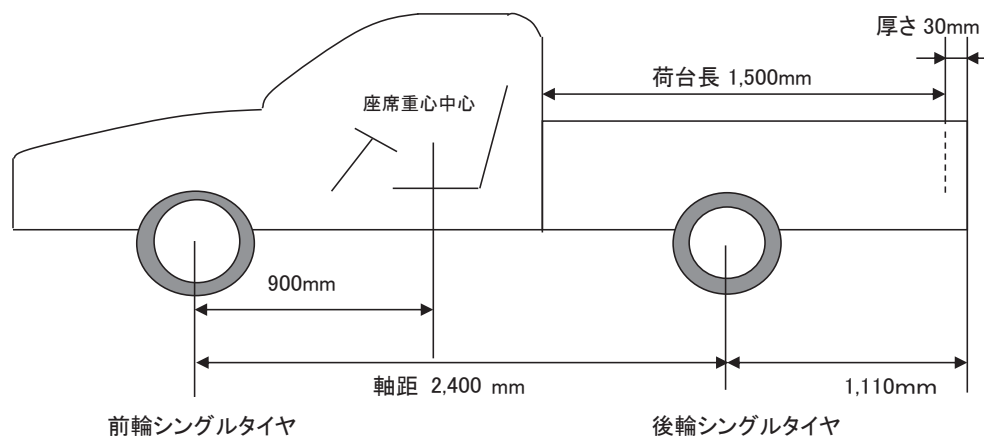


表1(諸元)

種別・用途	普通・貨物	タイヤサイズ	前輪・後輪	195/65R16 106/104
車体の形状	ボンネット	タイヤ許容荷重(1本あたり)		950 kg
車両重量	前軸	許容限度	前軸重	1,200 kg
	後軸		後軸重	2,200 kg
	和		車両総重量	3,400 kg
乗車定員	2人			
最大積載量	1,000 kg			

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		950 kg	850 kg	1,800 kg
乗車定員	1,500 mm	70 kg	40 kg	110 kg
最大積載量	-330 mm	-140 kg	1,140 kg	1,000 kg
車両総重量		880 kg	2,030 kg	2,910 kg
積車時タイヤ負荷率		46 %	107 %	

・後軸タイヤ荷重オーバー

24. 電子車検証の注意事項について

電子車検証は、券面に記載された「記載事項」とＩＣタグに記録された「記録事項」を確認する必要がありますので、車検証閲覧アプリを使用して自動車検査証記録事項を印刷（又は表示）し、指定整備を実施してください。

※使用者の車検証入れ等に入っている自動車検査証記録事項が古かった場合、有効期間や使用者住所などの相違があるため、必ず確認すること。

また、備考欄に記載された情報は省略化されているため、記録事項を確認すること。

【電子車検証構成】

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報（Ａ）のみの記載となります。その他の車検証情報はＩＣタグ（Ｂ）に格納されます。ＩＣタグに格納された情報は、汎用のＩＣカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

二次元コード（Ｃ）は券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。

※車検証閲覧アプリの読み込みに二次元コードを使うことは出来ません。（ＩＣタグを読み取る必要があります。）



25. 車検時における走行距離の確認徹底について

指定工場が交付する保安基準適合証の走行距離計表示値は、自動車検査証にそのまま記載されます。走行距離を誤って記載すると、自動車検査証にも誤った内容が反映され、申請の却下や訂正手続き、ユーザー対応が必要となる場合があります。

完成検査時には、必ず現車で走行距離計表示値と表示単位(km/mile)を確認し、その内容が指定記録簿に正しく記載されていることを確認してください。さらに、保安基準適合証へ入力する際は、現車・指定記録簿・入力内容を照合し、入力後も数値と表示単位を再度確認してください。思い込みや前回データだけで判断せず、確実な確認を徹底していただきますようお願いいたします。

■走行距離の記載誤りが発覚した主な事例

- ・次回の継続検査で入庫した際、現車の走行距離が車検証に記載された前回車検時の走行距離を下回っていたため、前回の記載誤りが発覚した。
- ・OSS申請時、入力した走行距離計表示値が前回車検時の走行距離を下回っていたため、申請が却下され、記載誤りが発覚した。
- ・車検証の更新後、記載された走行距離についてユーザーから指摘を受け、誤りが発覚した。
- ・走行距離の数値は正しかったものの、表示単位の「km」と「mile」を誤って選択・入力したため、車検証に誤った単位で記載された。

■走行距離の記載誤りが判明した場合の対応

【車検証備考欄の走行距離を訂正する場合】

- ・訂正するには、前回車検時の正しい走行距離を確認できる書類が必要です。確認書類がない場合は、訂正できません。(例：指定記録簿、作業指示書等)

【車検証備考欄の走行距離を訂正しない場合】

- ・電子保適を使用する場合は、走行距離表示値欄の選択ボタンから「km 解除」を選択してください。
- この場合、メーターの改ざんや二重車検を防止するため、車検証備考欄には「走行距離記録最大値」が記載されます。

自動車検査証
備考 [走行距離計表示値]〇〇〇km (令和〇年〇月〇日) ← [旧走行距離計表示値]〇〇〇km (令和△年△月△日) ← [走行距離記録最大値]〇〇〇km (令和〇年〇月〇日) ←

26. 車検後も車検証は“そのまま”です

車検後も車検証は“そのまま”です

国土交通省
東北運輸局福島運輸支局



あら！？ 車検に合格したのに
車検証が古いまま！？



ご安心ください。正常です。

解説

～同じ車検証を使い続ける仕組みです～



☑車検証に内蔵されているICタグのデータを
書き換えることで有効期間を更新しています

☑「自動車検査証記録事項」(A4の紙)は、
必要な方のみ、ご自身で印刷してください。

☑なお、車検証の内容は「車検証閲覧アプリ」
から確認することができます。
また、データを取得することで、ご自宅等の
プリンタから「自動車検査証記録事項」を
印刷することも可能です。

車検証の内容は
便利なアプリから
確認できます💡

「車検証閲覧アプリ」



アプリのインストールはこちら

27. 保安基準適合性の判断方法について

・追加事例のFAINESへの掲載については、別途お知らせ

保安基準適合性の判断方法について

目次

1. 本資料の目的
2. 法規建付けの確認
3. 保安基準適合性の主な判断フロー
4. 事例追加 LED付後部反射器
5. 事例B 連鎖式点灯をする方向指示器
6. 事例C シート関連の適合フロー
7. 事例D ヘッドレスト埋込型モニターの適合フロー

目次

1. 本資料の目的
2. 法規建付けの確認
3. 保安基準適合性の主な判断フロー
4. 事例A LED付後部反射器
5. 事例B 連鎖式点灯をする方向指示器
6. 事例C シート関連の適合フロー
7. 事例D ヘッドレスト埋込型モニターの適合フロー

4. 事例C（1）シート関連に関する法規

①上位法令：道路運送車両法(本法)40条：車検の大元の法律で「国が定める保安基準に適合していること」が定められている		
②中心となる法令：道路運送車両の保安基準（国土交通省令）：内装用品が不適合になる場合、多くはこの保安基準に抵触		
「シート(座面)そのもの」保安基準 第22条（座席）＞「座席（シート）そのものの安全性・取付方法・構造」を規定		
規定内容(要旨)：・座席は 確実に固定されていること ・走行中に 移動・外れ・回転しない構造 ・座面・背もたれ・調整装置が正常に機能 ・ヘッドレスト要件（該当車）	☛ 社外シート・シートレールの合否は主にこの条文で判断	
「シートベルト関係」保安基準 第22条の3（座席ベルト等）＞シート交換時の“最大の不合格要因”		
規定内容(要旨)：・指定されている座席には座席ベルトが必須 ・座席ベルトは ～有効に作動すること ～正しい取付位置・強度を有すること ・プリテンショナー等の作動を妨げないこと	☛ シート・レール交換時にベルトの 取付位置が変わる／巻取り不良 → 不合格	
「エアバッグ・乗員保護」保安基準 第18条(車枠及び車体) ＞サイドエアバッグ問題の法的根拠		
規定内容(要旨)：・衝突時に乗員に過度の傷害を与えない構造であること ・前面衝突・側面衝突時の乗員保護	☛ サイドエアバッグ搭載車に非対応シートを装着 → 乗員保護性能低下 → 第18条違反で不合格	
「運転姿勢・視界」保安基準 第21条（運転者席）		
規定内容(要旨)：・運転に必要な視野が確保されていること ・操縦や視界を妨げない着座位置であること	☛ シートレール交換により着座位置が極端に変化 → 不適合の可能性	
③技術基準（具体的判断に使われる）：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示		
「座席・取付構造」 細目告示27条(運転席)	～運転姿勢・視野 ～座席構造が操作を妨げないこと	衝突時の乗員保護（エアバッグ） ～別添23：前面衝突時の乗員保護 ～別添24：側面衝突時の乗員保護装置 ☛ サイドエアバッグ・カーテンエアバッグの根拠

注：法規については令和8年6月時点の判断となります。

4. 事例C（2）シート関連に関する法規適合判断

<主な審査項目確認箇所（抜粋）>

審査事務規程（NALTEC規程）より

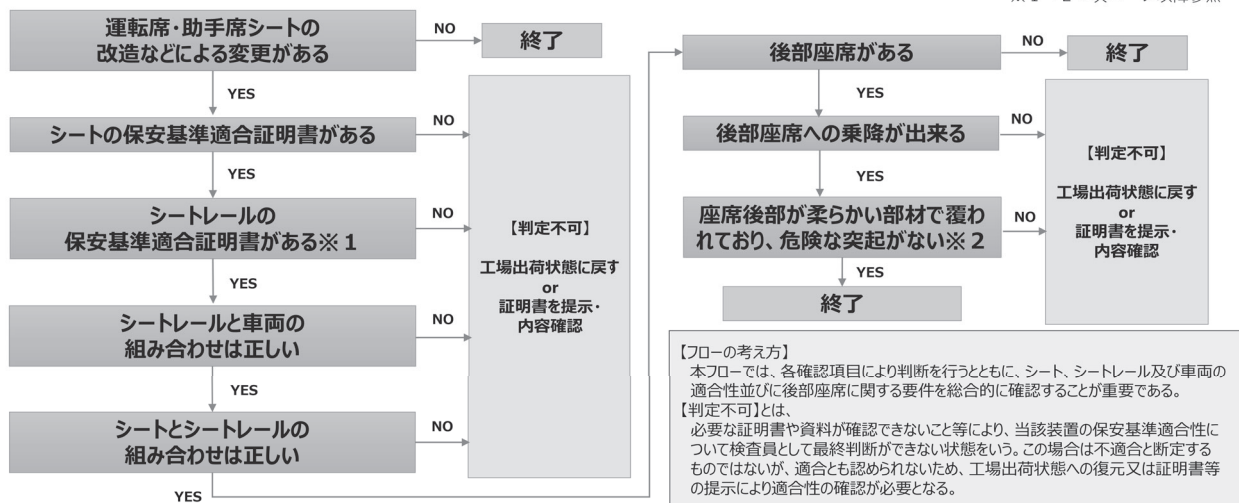
審査事務規程	項目	概要
7-42/8-42	座席	安全に座れること、十分なスペースがあること 衝突時に座席が乗員を保護できることを確認する規定
7-44/8-44	座席ベルト等	車両の種類や座席に応じた座席ベルトの 種類・装備・性能であることを確認する規定
7-29～32/ 8-29～32	フルラップ前面衝突時 オフセット前面衝突時 自動車との側面衝突時 ポールとの側面衝突時	の車枠及び車体の 乗員保護性能 各衝突で乗員に過度な障害を与えないことを確認する規定

4. 事例C（3）法規適合判断、考察

注：判断フローはあくまでも道路運送車両法に沿って判断するものになっております。道交法・使用上の判断等は個々にお客様へ提案する必要がある旨、ご了承ください。

判断フローチャート（シート・シートレール・シートベルト）

※1～2：次ページ以降参照



注：法規については令和8年6月時点の判断となります。

4. 事例C (3) ※1 シートレール・シートベルトについて

シートレールの
保安基準適合証明書がある※1

<留意点>

- ※1：シートベルトアンカーやシートベルトバックルが自動車メーカー純正、かつシートレールから社外品シートレールへ移植されている場合は「保安基準適合証明書」の項目内に「座席ベルト取付け装置試験」の適合証明を含んでいること。

<シートベルトについての考察>

審査事務規程		確認箇所(抜粋)
7-44-2	性能要件 (書面等による審査)	座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。

注：法規については令和8年6月時点の判断となります。

4. 事例C (3) ※2 シートバック背面について

後席後部が柔らかい部材で覆われており、危険な突起がない※2

<シートバック背面についての確認箇所(抜粋)>

保安基準第22条(座席)第4項：自動車(次に掲げる自動車を除く。)の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

細目告示第28条 第6項：協定規則第17号の規則5.及び6.(中略)に定める基準

審査事務規程		確認箇所(抜粋)
7-42-1-2	性能要件 (書面等による審査)	(4) 専ら乗用の用に供する自動車(中略)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-12 の 5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則5.12.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。

注：法規については令和8年6月時点の判断となります。

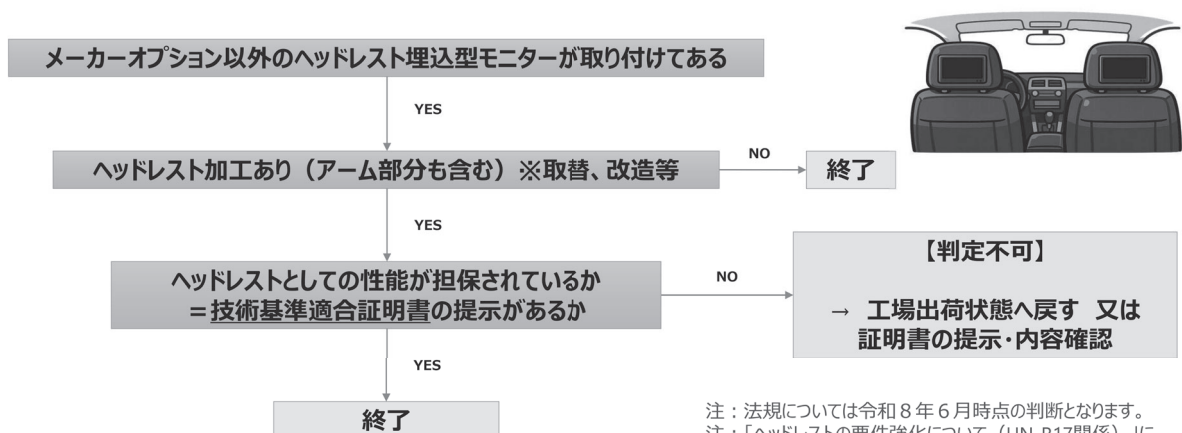
目次

1. 本資料の目的
2. 法規建付けの確認
3. 保安基準適合性の主な判断フロー
4. 事例A LED付後部反射器
5. 事例B 連鎖式点灯をする方向指示器
6. 事例C シート関連の適合フロー
7. 事例D ヘッドレスト埋込型モニターの適合フロー

5. 事例D（1）法規適合判断、考察

注：判断フローはあくまでも道路運送車両法に沿って判断するものになっております。道交法・使用上の判断等は個々にお客様へ提案する必要がある旨、ご了承ください。

判断フローチャート（ヘッドレストへの埋込型モニター）



5. 事例D（2） 法規適合判断、考察、確認箇所

<法規適合判断、考察>

審査事務規程 7-46 / 8-46 : 頭部後傾抑止装置

<主な確認箇所>

審査事務規程		確認箇所(抜粋)
7-46-1	装備要件	他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。
7-46-2 (1)	性能要件 (書面等による審査)	① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊 自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の 座席（7-42-1-2（1）アからエまでに掲げる座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-12 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.までに適合するものでなければならない。 ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を 除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-12 の 5.4.から 5.10.まで、6.1.5.及び 6.4.から 6.7.まで又は UN R80-04-S1 の 5.6.に適合するもので なければならない。

本資料に関するご意見アンケート

・このアンケートは、本資料に関するご意見を集め、今後の資料作成・改善に役立てることを目的としています。率直なご感想やご要望をお聞かせください。

研修会資料に関するご意見アンケート



・アンケート回答URL

<https://forms.office.com/r/AP01bdJMSK>

28. One-JIBAI改修による自賠責情報送信タイミングの変更点

One-JIBAI改修による自賠責情報送信タイミングの変更点

◆現行



◆7月12日(日)の改修後



29. 改造自動車届出制度の見直しについて

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和8年3月

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

○改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和9年3月31日

30. 用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トン超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トン超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

31. 並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

33. 電子制御装置整備に係る構内外注の取扱い 構内外注を行う際の認証・契約・記録上の留意事項

電子制御装置整備を構内外注する場合は、電子制御装置整備の認証を受けた事業者（以下「特定整備事業者」という。）の責任および管理の下で作業を行う必要があります。

そのため、作業の実施方法や責任関係について、契約書等の書面により明確にしておかなければなりません。これらの条件を満たす場合、自動車ガラス修理業者等を当該特定整備事業者の工員とみなし、認証を受けた事業場内で作業を行わせることができます。

なお、構内外注を行う場合であっても、外注元となる事業者は、電子制御装置整備の認証を受けている必要があります。

一方、外注先の自動車ガラス修理業者等については、自動車整備士資格および電子制御装置整備の認証を有している必要はありません。

構内外注を適正に実施するため、次の要件および記録方法を確認してください。

◆ 構内外注を行う際の確認事項 ◆

(1) 契約書等による責任関係の明確化

電子制御装置整備は、特定整備事業者（外注元）の責任および管理の下で行います。作業内容、実施場所、指示・管理の方法その他の責任関係を、契約書等の書面により明確にしておく必要があります。

契約書の作成に当たっては、次頁の「構内外注作業に関する契約書」を参考にしてください。

(2) 特定整備記録簿への記載および使用者への交付

特定整備事業者（外注元）は、特定整備記録簿に構内外注を行った旨を記載し、その写しを使用者へ交付する必要があります。

【特定整備記録簿の記載例】

⊗ガラス(内) ⊗レーダー ⊕エーミング

※ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合。

構内外注作業に関する契約書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）
は、国土交通省 令和2年2月6日付け国自整第279号「電子制御装置整備に係る
構内外注及び外注の取扱い要領について」に基づき、甲が乙に対して構内外注する
作業に関して本契約を締結する。

第1条（構内外注作業の内容）

以下に該当する電子制御装置に係る作業

- ① 自動ブレーキ及びレーンキープに用いられる、前方をセンシングする為のカメラ
等の脱着や機能調整
- ② ECUの機能調整が必要となる①に用いられる単眼・複眼のカメラ、ミリ波レー
ダー及び赤外線レーザー等の取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、
窓ガラスの脱着
- ③ 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼす恐れのある整備

第2条（作業の管理及び責任の所在）

- ① 乙は第1条に該当する作業を行う際、甲の管理の下、当該作業を行うものとする。
- ② 特定整備記録簿の記載は甲が行うものとする。
- ③ 電子制御装置整備の責任においては、特定整備事業者である甲が負うものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、原本を各1通保管する。

令和 年 月 日

甲 _____ 印

乙 _____ 印

34. OBD検査システムにおけるログイン認証方式の変更等について

現在、OBD検査システム(利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ、OBD 検査結果参照システム)へのログインにおいては、「クライアント証明書+ID/パスワード」による認証方式が採用されておりますが、今般、利便性の向上を目的として、2027年2月より、「認証コードを入力してログインするメール認証+ID/パスワード」に認証方式を移行する旨、OBD検査ポータルにて公開されましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該システムを継続して利用するに当たり、事前にメールアドレスの登録等が必要となりますことから、各事業場におかれましては、早めにご確認の上、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、今後、行政手続のオンライン化等により、個人のメールアドレスが必要となる場面が増えることが予想されることから、検査員や工員一人ひとりにメールアドレスを付与することが推奨されておりますが、メールアドレスを共有して登録することも差し支えないとされております。

現時点では、OBD検査ポータル及びアプリにおいて情報が掲載されておりますが、自動車技術総合機構では、今後、メールアドレスが未登録の利用者が確認された事業場に対し、当該事業場の管理責任者へ周知メールを送信する予定とされております。

記

<OBD検査ポータル>

【重要】OBD 検査システム ログイン認証方式変更のお知らせ

<https://www.obd.naltec.go.jp/news/13809/>

以上

■メールアドレス登録のお願い

メール認証方式では、OBD 検査システムを利用されるすべての方について、メールアドレスの登録が必要となります。

メールアドレスが未登録の場合、ログイン認証が行えず、システムをご利用いただけません。

ご利用の皆様におかれましては、事前にメールアドレスの登録及び登録情報の確認をお願いいたします。

■メールアドレスの登録方法

メールアドレスの登録は、「利用者管理システム」において、管理責任者または統括管理責任者が行う必要があります。

特定 DTC 照会アプリをご利用の工員・検査員の方は、所属事業場の管理責任者または統括管理責任者へ、メールアドレスの登録を依頼してください。

登録手順の詳細については、「利用者管理システム操作マニュアル」をご確認ください。

■メール認証方式移行のスケジュール

2027 年 2 月の完全移行に向けて、2026 年 8 月よりメール認証が段階的に導入されます。

2026年						2027年			
~7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~
	メール認証並行期間（メール認証スキップ可）					メール認証完全移行			
クライアント証明書による認証（必須）						廃止			

・並行期間:2026 年 8 月~2027 年 2 月

クライアント証明書による認証とメール認証の両方を使用します。

・完全移行:2027 年 2 月以降

メール認証のみとなります。

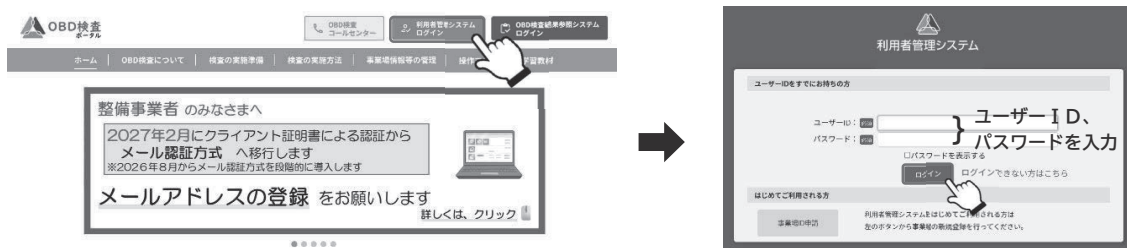
なお、クライアント証明書による認証は、**2027 年 2 月の完全移行までは必須となりますので、証明書の削除は行わないよう**お願いいたします。

また、並行期間中は、クライアント証明書による認証のみでログインすることが可能であり、メール認証をスキップすることができます。

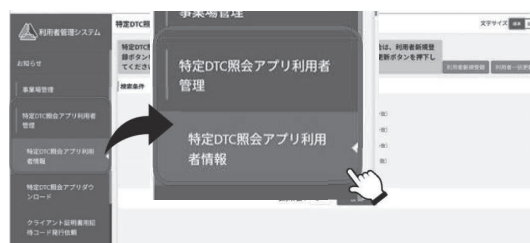
《 OBD検査システムにおけるメールアドレス登録方法 》

～令和9年2月よりログイン方法が“メール認証”へ完全移行するため、早めに登録ください～

- ① 「OBD検査ポータル」のトップページより、『利用者管理システムログイン』を押し、管理責任者または統括管理責任者の方がユーザーID、パスワードを入力してログインする。
※ユーザーID、パスワードが不明の場合は、“ログインできない方はこちら”よりご確認ください。



- ② 「特定DTC照会アプリ利用者管理」を押し、表示された「特定DTC照会アプリ利用者情報」を押す。



- ③ 利用者情報一覧より、メールアドレスを登録したい工具・検査員情報の右側から、「詳細」を押し、利用者情報を確認後、「修正」を押す。

※検索条件より、メールアドレスを登録したい工具・検査員を検索することも可能です。



- ④ 『メールアドレス』『メールアドレス（確認用）』に登録するメールアドレスを入力後、「確認」を押し、登録情報を確認して、「登録」を押す。

※検査員や工員の一人ひとりにメールアドレスを付与することが推奨されておりますが、メールアドレスを共有して登録することも差し支えないとされております。



以上で、メールアドレスの登録は完了です。

OBD検査システム(利用者管理システム、特定DTC照会アプリ、OBD検査結果参照システム)にログインする際、メールにて認証コードが届きますので、ログイン画面にて認証コードを入力してご利用ください。

35. 令和9年度から研修の開催方法が変わります 整備主任者法令研修・自動車検査員研修をオンデマンド方式へ

■ 変更の概要

国の制度改正により、令和9年度以降の整備主任者研修(法令研修)および自動車検査員研修は、原則としてオンデマンド配信方式で実施される予定です。

受講者は、定められた期間内にパソコンやスマートフォン等で研修動画を視聴し、システム上で受講・修了確認を行う形式となる見込みです。

■ 開催方法の変更イメージ

【現在】会場集合型

- ・指定された日時に会場へ集合
- ・受付、受講、修了確認を会場で実施



【令和9年度以降(予定)】オンデマンド型

- ・システム上で受講の申し込み
- ・システム上から事前決済
- ・自宅や事業場から受講
- ・研修動画を受講期間内に視聴

■ 今後の対応とお願い

自動車整備振興会では、制度改正に対応するため、現在オンライン研修システムの導入準備を進めています。整備事業者の皆様には、今後は、パソコン・スマートフォン等で受講できる環境の整備をお願いします。

詳細な受講方法・申込手続きは、改めて説明会を予定しております。決まり次第ご案内します。

研修開催方法の変更に、ご理解とご協力をお願いいたします。

manaable^{マ ナ ブ ル}を用いた「自動車整備振興会研修システム」Q&A

令和 8 年 9 月現在
一般社団法人福島県自動車整備振興会

【登録関係】

Q1	「自動車整備振興会 研修システム」に登録せずに振興会が開催するオンライン講習・研修を受講することはできますか？
A1	できません。

Q2	メールアドレスがない人でも「自動車整備振興会 研修システム」に登録するはできますか？
A2	メールアドレスがシステムにログインするための ID になるため、メールアドレスがなければ登録ができません。

Q3	新規登録をしたがメールが届きません。
A3	以下のことが考えられます。 ①迷惑メールに振り分けられている ②PC からのメールを受信拒否している ③メールアドレスの誤入力

Q4	メールアドレスが変わったので変更したい。
A4	現在登録しているメールアドレスとパスワードでログインして頂き、「個人設定」から新しいメールアドレスに変更して下さい。

Q5	当整備工場では、職員に対し業務用のメールアドレスを付与していない。会社のメールアドレスを複数人で流用し、システムの登録を行いたい。
A5	メールアドレスは、「自動車整備振興会 研修システム」にログインする際の ID となるため、システム上、同じメールアドレスで複数登録はできません。 業務用のメールアドレスがなくても、スマートフォンや WEB メールなどのメールアドレスを利用するなど、個人が日常的に使用しているものを登録して下さい。

Q6	誤って退会してしまいました。再登録はどうすればいいですか？
A6	登録している自動車整備振興会までご連絡をお願いします。

Q7	当整備工場から複数人受講するので、会社がまとめて申込みをしたい。
A7	システム上できません。

【受講関係】

Q1	オンライン講習・研修を受講するにあたり、気を付けることはありますか？
A1	受講者は、受講に必要となる端末(パソコン(カメラ付き)、スマートフォン、タブレット等)の準備が必須になります。また、通信に掛かる費用は受講者の負担になります。

Q2	受講できる端末はパソコンのみか？
A2	カメラ機能があるパソコン、スマートフォン、タブレット等であれば可能です。

Q3	当整備工場のパソコン1台を用いて複数人で受講したい。
A3	1人の受講者が一つの端末で受講するシステムであるためできません。

【支払関係】

Q1	受講料の支払いはどのようにするのか？
A1	システム上にて、クレジット決済、コンビニ決済、銀行振込決済が選べるようになっています。

Q2	振込期日はありますか？
A2	講習・研修によって異なるため、申込時の画面に表示される「支払期限」を確認して下さい。

Q3	当整備工場から複数人受講するので、会社がまとめて支払いを行いたい。
A3	システム上、受講者1名ごとの決済方法(クレジット、コンビニ、銀行振込)となるため、まとめて支払うことはできません。

Q4	請求書、領収書はシステムからダウンロードできますか？ また、これらの宛名は変更できますか？
A4	可能です。

以上

マナブール
manaableを用いた「自動車整備振興会研修システム」のご利用について

令和9年度より整備主任者法令研修および自動車検査員研修を受講するには、事前に「自動車整備振興会研修システム」に登録する必要があります。
あります。 以下に示す手順にて登録して下さい。

(注)登録には受講者一人につき一つの受信可能なメールアドレスが必須になります。

【手順】

①	URL 又は二次元コードからアクセスして下さい	URL	https://jaspa.manaable.com/signup
		二次元コード	
②	「新規登録」をクリックして下さい	新規登録  welcome to oasis 自動車整備振興会 研修システム 「アカウントをお持ちでない方へ」 下記の【新規登録】よりアカウントの作成をお願いいたします。 ※一度退会をした方で、同じメールアドレスを使い再登録を希望される方は 自動車整備振興会までお問い合わせください。 新規登録	

③	「登録用メールアドレス」を入力して下さい (注)一人につき一つの受信可能なメールアドレスが必須 「ご利用規約」及び「個人情報保護方針」の内容を確認し、 ☑マークを入れて下さい 入力及び☑マークを入れることで、「新規登録」ボタンが緑色 に変化し、クリックすることができます	新規登録 講習申込サイトの登録ページ 登録用メールアドレス 入力してください ☐ ご利用規約の内容に同意する ☐ 個人情報保護方針の内容に同意する 新規登録
---	---	--

⑤	・氏名 ・生年月日 ・電話番号 ・パスワード(各自で設定して下さい) ・会員コード(振興会の会員事業者は振興会に確認して下さい) ・あなたが所属する事業場の所在地 上記内容を入力し「内容確認画面へ」をクリックして下さい その後「登録する」をクリックして下さい	新規登録 氏名 (姓) 必須 例) 山田 氏名 (名) 必須 例) 学 氏名 (セイ) 必須 例) ヤマダ 氏名 (メイ) 必須 例) マナブ 登録用メールアドレス 必須 生年月日 必須 yyyy/mm/dd
⑥	新規登録が完了すると、登録したメールアドレス宛に以下に示す標題のメールが届きます 【自動車整備振興会 研修システム】への登録が完了しました。 「自動車整備振興会研修システム」へログインするには、メール本文にある URL か、図に示す「ホームへ ㊦」をクリックして下さい	新規登録完了  新規登録完了 新規登録が完了しました。 ご登録ありがとうございました。 ログインいただき、自動車整備振興会 研修システムをご利用ください。 ホームへ ㊦

【自動車整備振興会研修システムにログインした画面】

赤枠部分をクリックすると、受講できる講習・研修の一覧が現れます。



自動車整備振興会 研修システム



ホーム



講習・研修を探す



マイページ



自分の講習・研修



個人支払い



個人設定



その他



お知らせ



今までに修了した講習・研修

0件



直近の受講予定

直近の受講予定はありません。



2025年に修了した講習・研修

2025年に修了した講習・研修はありません。

☒ 自分の講習・研修

すべて

申込結果待ち

支払い未完了

受講

キャンセル済

過去の講習・研修

- 93 -